

四 酒類の統制

13 昭和12年7月 酒類販売統制に関する件

間第四六八号

昭和十二年七月十七日

税務署長殿

酒類販売統制二関スル件

首標ノ件ニ關シ主税局長ヨリ別紙ノ通報有之候ニ付為参考右及通信候也

間第四八二号

昭和十二年七月六日

大蔵省主税局長 大矢半次郎殿

酒類販売統制ニ關スル件

当局管下ニ於テ目下着々実行中ニ係ル酒類販売統制ニ關スル状況別紙ノ通リニ有之候
右及通報候也

〔別紙〕

就近酒類殊ニ清酒ノ消費量ハ漸減ノ傾向アリ、其ノ造石数又ハ伸長力ヲ欠キ自然淘汰ノ厄ニ遭フ者続出シ、酒造業ノ
経営愈困難トナリ、年々滞納処分繰上徵収決行者相亞クノ状況ニアリ、滞納ノ職由スル所ヲ究明スルニ、主トシテ充
掛代金回収不能ニ基因スルモノ大部分ニシテ、兎角税ノ転嫁円滑ラ欠キ、酒類販売者間ニ於テモ競争激化ノ弊甚タシ

ク前途憂慮三堪へサルモノアリ

殊ニ一昨年来米価昂騰、造石税率ノ改正引上ヶ等ニ依ル酒価ノ値上決議モ実行困難ニシテ効果ナキ而已ナラス、却テ種々ノ弊害ヲ生スルカ如キ嫌アルニ鑑ミ、之カ更教ノ一方策シテ販売価格ノ協定、最低酒価ノ維持ニ努ムヘク、昭和十年末以来長野県松本税務署管内ヲ先驅トシ、漸次販売統制実施ノ機運熱シ、翌昭和十一年秋季ニハ県下一円ニ亘リ其ノ結成ヲ見ルニ至リタリ

此ノ種施設ノ運行ハ極限サレタル一部地方ノミニチハ其ノ実行上ニ種々困難ナル障碍ヲ伴ヒ、充分ノ真価ヲ發揚スル能ハサル憾アリシモ、幸ニシテ長野県ハ地ノ利ヲ得テ關係當路者ノ熱意ト相俟チ著々実効ヲ收メタリ
其ノ後本年二月名古屋市ニ於テ開催ノ中部六県酒造組合聯合会議会ノ結果ヲ齎シ、汎ク各県下ニ於テモ之カ實現ニ付当局ノ協力方懇願アリタルヲ以テ、其ノ旨ヲ諒トン各署ニ對シ配慮斡旋方ヲ通牒シ、組合ノ新設或ハ既設組合ノ活動等ヲ促シタリ、爾來管下各署ニ於テハ酒造業者酒類販売業者ヲ打ツテ一丸トスル販売組合ヲ組織セシメ、会員中ニ統制条項ヲ締約シ、之カ厳守励行方ニ関シ側面ヨリ援助ヲ与ヘテ諸々其ノ目的ヲ達成シ、今日ニ於テハ長野県ノ外新潟県、岐阜県、静岡県、愛知県ノ各県下ハ大部分結成ヲアシ、残余ノ三重県下ニ於テモ本夏中ニハ出来ノ予定ニテ、今後漸々遂と稅務署単位ノ組合ヲ以テ県単位ノ聯合会ヲ設立シ、更ニ中部六県酒類販売統制組合聯合会設置ノ計画中ナリ

本件實行ニ当リテハ消費大衆ノ代表機関タル産業組合トノ關係ヲ充分念慮ニ置キ、力メテ対立相剋ヲ避ケシメ、進ンテ趣旨ノ説明ヲ終シ、懇談ヲ遂ケタル結果、本日迄ノ如何等ノ紛糾モナク既ニ長野、岐阜兩県ニ於テハ同一步調ノ下ニ相提携シテ至極円満ニ実行中ナリ

本施設実施ニヨル効果ニ付テハ前述長野県以外ニ於テハ日尚淺ク寒暖不詳ナレ共相當期待シ居リ、広ク全國的ニ施行

セラルル事ヲ期望致シ居ル次第ナリ

尚統制ニ關スル主ナル協定事項ヲ掲クレハ左ノ如シ

一、清酒一升金一円以上ノコト、但シ新酒ハ金九十錢以上

二、協定価格ヲ破リタルモノハ絶対取引セサルコト

三、醸造家側ニ於テ小売古酒一升一円以下ニ販売シタルトキハ販売者ハ取引セサルコト

四、酒商組合ニ加盟セサルトキハ卸売取引ヲ為ササルコト

五、組合地区ヲ五区ニ分チ各区ニ販売統制委員ヲ置キ常ニ監視ヲナスコト

六、酒二対シ割引又ハ景品付其ノ他組合セ発出ヲ禁止スルコト

七、慣習上ノ「カンツ」(振舞酒)及酒糟ノ景品ヲ禁止スルコト

八、料理業、飲食店ニ販売スル樽酒ハ大樽ニ限り一升当り五錢引トス

九、ニツ火酒其ノ他格下酒ノ決定ヲ受ケタルモノハ格下酒ノマークヲ貼付スルコト

十、違約者命セラレタル处分事項ヲ履行セサルトキハ保證金ヲ沒収ス

十一、統制会未設置ノ地方ニ對スル商取引ニ関シテハ緊密ナル連絡ヲトリ協定實行ニ極力努ムルコト

代表的組合調査事項

| | | | |
|-----------|-----------------|------------|------------|
| 一 組合ノ名称 | 新潟県酒類販売統制組合新潟支部 | 北信酒類販売統制会 | 西三酒類販売統制会 |
| 二 組合設立年月日 | 昭和一二、六、一七日 | 昭和一二、九、二一日 | 昭和一二、三、二六日 |
| 三 許可ノ有無 | 無シ | 無シ | 無シ |

許可アリトスレハ

申合組合

申合組合

申合組合

| | | | |
|---------|-----------------|--------|--------|
| 根拠法令 | 別紙規約ノ通 | 紙会則ノ通 | 紙会則ノ通 |
| 事業ノ概要 | 県単位ヲ以テ組合ヲ組織シ税務署 | 特別事項ナシ | 特別事項ナシ |
| 其ノ他参考事項 | 毎ニ支部ヲ設ク | | |

(平19 東京 1454)

14 昭和12年10月 酒類の生産統制の件

聞第六七二号

昭和十二年十月十八日

東京税務監督局

税務署長殿

酒類ノ生産統制三閑スル件

九月十五日付聞第六〇一号ヲ以テ昭和十二年酒造年度酒類生産統制三閑スル件通牒致置候處、今回別紙ノ通具体的実行方法決定ノ旨酒造組合中央会長ヨリ之カ美行三閑シ税務官厅ノ援助ヲ懇請傍々報告有之候案、署トシテハ組合ノ自治的三行フ統制行為ヲ公正適実ナル態度及方法ヲ以テ監督並ニ援助セラレ度

右通牒候也

追テ府県酒造組合又ハ酒造組合联合会ヨリ總会又ハ統制委員会ニ出席方銀請アリタル場合ニ於テハ、可成出席シテ指導及援助セラルベク、其ノ際ノ管外出張ハ本通牒ニヨリ予メ認可致シ置キ候間、了知相成度

〔別紙〕

昭和十二酒造年度酒類生産統制三閑スル件

本月七日開催ノ評議員会ノ決議ニ基キ、昭和十二酒造年度ニ於ケル酒類ノ生産統制ハ左ノ方法ニ依リ之ヲ行フ

- 一 昭和十二酒造年度ニ於テ生産統制ヲ行フヘキ酒類ハ清酒、連續式蒸餾機ニ依リ製造スル焼酎及新式味淋トス
- 二 昭和十二酒造年度ノ酒類生産石数ハ酒類毎ニ昭和十一酒造年度ノ製成石数ノ実績ト同一石数トシ、統制規程ノ定ムル所ニ依リ之ヲ配分ス

尚ホ別段ノ決定ヲ為シタルモノ左記ノ通ニ付キ、夫々適當ニ処理相成タシ

- 一 輸移出石数（製造者カ戻税ヲ受ケタル石数ニ限ル）ハ十一酒造年度ノ実績ヲ超ヘテ十二酒造年度ニ輸移出ヲ為シタルモノハ其ノ超過石数ニ付キ十三酒造年度ニ於テ増石ヲ認メ、減石シタルトキハ十三酒造年度ニ於テ其ノ石数ヲ減少スルコト
(故ニ昭和十二酒造年度ノ配分ニハ関係ナク、実行ハ十三酒造年度配分ノ時ヨリトス)
- 二 本酒造年度ニ限リ、各酒造組合毎ノ配分石数ヲ超エテ其ノ百分ノ一以内ノ石数ヲ限度トシテ特ニ増石ヲ認ムルコト

右増石承認ハ各酒造組合長ニ於テ所轄税務署長ト協議ノ上左ノ方法ニ依リ之ヲ為スモノトス

- (イ) 特殊事情アル組合員ニ限ルコト
- (ロ) 其ノ人員ハ全組合員ノ三分ノ一以内ノ者タルヘキコト
- (ハ) 組合員三分ノ一ト雖モ、之ヲ平等又ハ比例配分ヲ為スヨトヲ得サルコト
- (二) 一千石以上ヲ為ス組合員ニ対シテハ特殊事情アルモ之ヲ認メサルコト

(イ) 右ノ石数ハ他ノ組合員ニ譲渡スルコトヲ得サルコト

(ハ) 右増石承認ノ結果、其ノ組合員ノ製造石数カ一千石ヲ超過スルトキハ、之ヲ「千石ニ止ムルコト」

三 新ニ免許ヲ得タルモ前年度ノ実績ナキ者ニ就テハ左ノ方法ニ依リ其ノ生産石数ヲ決定スルコト

(イ) 承継免許者（他人ノ酒造場ヲ買取りタル者又ハ其ノ他組織変更ニ依ル新免許）ハ其ノ製造場ニ於ケル最近ノ実績ニ依ルコト

(ロ) 既免許者ニシテ拡張ヲ目的トシ、別ニ製造場ノ新規免許ヲ受ケタルトキハ、其ノ製造場ノ能力ノ二分ノ一範囲内ニ於テ生産石数ノ決定方ヲ税務當局ニ依頼スルコト、但シ增加石数ハ五百石ヲ超ユルコトヲ得ス

(ハ) 其ノ他ノ新規免許ニ就テハ税務當局ノ定ムル石数ニ依ルコト

四 最近ニ於テ既ニ蓄意ニ製造場ノ拡張ヲシタル者ニ就テハ、其ノ製造場ノ能力ノ二分ノ一範囲内ニ於テ生産石数ノ決定方ヲ税務當局ニ依頼スルコト、但シ增加石数ハ五百石ヲ超ユルコトヲ得ス

五 休造復活ノ者ニシテ自ラ其ノ製造場ニ於テ製造セムトスルトキハ最近ノ実績ノ範囲内ニ於テ其ノ生産石数ヲ認ムルコト

（平19東京
1454）

15 昭和13年9月 昭和十三酒造年度酒類生産統制並に配分方法の件

問第五七八号

昭和十三年六月九日

東京税務監督局長代理 画

税務署長殿

九月八日東京市ニ於テ開催セラレタル酒造組合中央会評議員会ニ於テ昭和十三酒造年度酒類生産統制並ニ配分方法別紙之通決定相成候

右内報候也

〔別紙〕

昭和十三酒造年度酒類生産統制並ニ配分方法（昭和十三年九月八日
酒造組合中央会評議員会）

一 昭和十三酒造年度ニ於テ生産統制ヲ行フヘキ酒類ヲ左ノ如ク定ムルコト

清酒

連續式蒸餾機ニ依リ製造スル焼酎

新式味淋

二 昭和十三酒造年度ニ於ケル各組合員ノ生産石数ニ付テハ、酒類毎ニ昭和十一酒造年度製成石数ノ実績ト同一石数

ニ左記ノ石数ヲ加算又ハ減少シタル石数ヲ以テ昭和十二酒造年度製成石数ト看做シ、之ヲ基本石数トスルコト

ト一 昭和十一酒造年度以前ノ休造者ニシテ昭和十二酒造年度ニ於テ復活ニ因リ生産シタル石数及統制規程第九条
(ロ)ニ依リ生産シタル石数ヲ加算

二 昭和十二酒造年度ニ於テ承継免許者（他人ノ製造場ヲ買取りタル者、又ハ組織変更等ニ依ル新規免許者）力
其ノ製造場ニ於ケル最近ノ実績ニ依リ生産シタル石数ヲ加算

三 昭和十二酒造年度ニ於テ既免許者カ拡張ヲ目的トシ別ニ製造場ノ新規免許ヲ受ケ生産シタル石数ヲ加算

四 昭和十二酒造年度ニ於テ新規免許三因リ生産シタル石数ヲ加算

(イ) 昭和十二酒造年度ニ於テ善意ノ製造場拡張ニ因リ生産シタル石数ヲ加算

(エ) 昭和十二酒造年度ニ於テ免許取消ニ係ル者ノ昭和十一酒造年度ニ於ケル生産石数ヲ減少

(セ) 昭和十二酒造年度ニ於テ生産権ヲ永久ニ譲渡シ又ハ之ヲ譲受ケタル石数ヲ減少又ハ加算

〔註〕 (イ) 以上(イ)乃至(四)ノ石数ハ税務当局ノ認定シタルモノニ依ルコト

(ロ) 以上(イ)乃至(四)ノ石数ニハ生産シ得ヘカリシ石数ヲ含ムコト

(ハ) 統制規程第九条(ハ)ニ依ル石数ハ含マナルコト

三 昭和十三酒造年度ニ於テ製成スヘキ生産石数ハ前項基本石数ニ対シ百分ノ十三ヲ減シタル石数ヲ限度トシ配分スルコト

「註」 (イ) 各組合員ニ在リテハ其ノ製造場ノ事情ニ因リ本項ノ減額率百分ノ十三以上、例ハ百分ノ十

五ニ相当スル減額ヲ為スコトアルモ、翌年度ノ基本石数ニハ影響ナキコト（統制規程第九条(イ)参照）

四 昭和十三酒造年度ニ限リ各酒造組合員ニ対スル生産石数ノ配分方法ニ付左ノ如ク別段ノ決定ヲ為スコト

(イ) 基本石数一千石以下ノ組合員ニシテ前記三ニ依ル配分石数ノ外ニ各十石ヲ増加配分ヲ為スコト

基本石数一千石ヲ超エル組合員ニシテ前記三ニ依リ配分セラレタル石数カ、前項ニ依リ増加セラレタル基本石数一千石ノ組合員ノ生産配分石数ヨリ少キ場合ニ在リテハ、仍ホ基本石数一千石ニ相当スル組合員ト同一ノ石数マテ増加配分ヲ為シ得ルコト

「註」 免許製造場ニヶ所已上ヲ有スル組合員ニ有リテハ同一税務署管内ナルト否トヲ問ヘス、其ノ基本

石数ノ合計ニ拠リテ之ヲ適用スルコト、以下之ニ準ス

(イ) 各酒造組合員ノ配分石数ヲ超エテ其ノ百分ノ一以内ノ石数ヲ限度トシ特ニ増石ヲ認ムルコトヲ得、但シ其ノ

増石承認ハ各酒造組合長ニ於テ所轄税務署長ト協議ノ上、左ノ方法ニ依リ之ヲ為スモノトス

(ア) 特殊事情アル組合員ニ限ルコト

(イ) 平等又ハ比例配分ヲナスコトヲ得サルコト

(ハ) 基本石数六百石以上ノ組合員ニ対シテハ特殊事情アルモ之ヲ認メサルコト

(二) 右ノ増石数ハ他ノ組合員ニ譲渡スルヲ得サルコト

(三) 右増石承認ヲ得タル組合員ノ生産配分石数カ五百二十石ヲ超過スルトキハ之ヲ五百二十石ニ止ムルコト

(イ) 体造復活ニ因リ自ラ其ノ製造場ニ於テ生産スル者アルトキハ最近ノ実績ヨリ昭和十三酒造年度ノ減額率合ハ控除シタル石数ノ範囲内ニ於テ其ノ生産石数ヲ認ムルコト

(四) 出征軍需酒トシテ昭和十二年十月一日ヨリ同十三年四月三十日迄ニ陸軍省糧秣廠、海軍省倉行社、軍需部、其ノ他ノ軍需ニ納入輸出シタル石数（戻税証明ヲ受ケタルモノニ限ル）ニ対シ百分ノ十三ヲ限度トシ、增加配分ヲ為スコト

〔註〕 所轄酒造組合長ハ税務署長ノ調査証明ニ依リ輸出石数ヲ確認スルコト

五 付帯決議ノコト

16 昭和14年10月 昭和十四酒造年度酒類生産統制並に配分方法の件

開第七八九号

昭和十四年十月十日

東京税務監督局長 印

税務署長殿

昭和十四酒造年度酒類生産統制並に配分方法三箇スル件

首標ノ件ニ閲シテハ九月十八日付開第六九〇号及九月二十一日付開第七〇五号ヲ以テ不取敢内報致シ置候處、今般別紙ノ通主税局長ヨリ通牒有之候条、自今之ニ依リ御取扱相成度

右移牒候也

別紙

昭和十四年十月七日付 主秘第四九四号主税局長通牒

昭和十四酒造年度酒類生産統制並に配分方法三箇スル件

首標ノ件ニ閲シテハ別紙ノ通実施スルコトハ九月二十七日付開第三〇二七号ヲ以テ認可相成候ニ付テハ、之ヲ実行ニ關シ相当ノ援助ヲ与フルコトトシ、製造見込申告書ノ受理其ノ他ニ閲シテハ左記ニ依リ御取扱相成度、此ノ段及通牒候也

記

一 製造見込ハ統制ニ依ル配分石数ニ一致セシムルコト

二 統制外ノ酒類（粕取焼酎ヲ除ク）ノ製造石数ハ前酒造年度製造実蹟ヨリ五分程度ヲ減シタル石数トスル様製造者又ハ酒造組合等ニ對シ考慮ヲ促スコト、但シ酒造組合又ハ同聯合会ニ於テ前酒造年度ノ製造実蹟ヲ超エザル程度ニ於テ製造スルコトヲ決議シタルモノニ付テハ、該決議力其ノ地方ノ實情ニ照シ適当ト認メラルニ限り、強手変更セシムルニ及バザルモノトベ

三 割水増量ノ利益ヲ目的トシテ前酒造年度ノ製造実蹟ヲ超過シ濃強酒ノ釀出ヲ急シムトスル製造者ニ付シテハ前酒造年度ノ製造実蹟ヲ限度トスル様考慮ヲ促スコト

四 原料米ノ精白度ニ閲シテハ大体左記ニ依リシムル様配意スルコト

〔一〕 従来使用セル原料米ノ精白度ニ比シ五分ヲ減ズルコト、但シ一割ニ達セザル掲減ノモノトスルニ及バザルコト

〔二〕 所謂吟醸酒ノ醸造ニ使用スル原料米ニ付テモ三割ノ掲減ニ止ムルコト

〔別紙〕

昭和十四酒造年度生産統制並に配分方法

一 昭和十四酒造年度ニ於テ生産統制ヲ行フベキ酒類ヲ左ノ如ク定ムルコト

清酒

連續式蒸溜機ニ依リ製造スル焼酎

味淋（年二十石未満生産スルモノヲ除ク）

二 昭和十四酒造年度ニ於ケル各組合員ノ基本石数ハ昭和十三酒造年度ノ基本石数ニ昭和十三酒造年度ニ於テ休造復活、趣意ノ製造場拡張、新規並ニ繼承免許及生産権ノ永久ノ譲渡又ハ譲受ケニ依ル石数ヲ減少又ハ加算シタル石

数ニ依ルコト

但シ旧式味淋ニ在リテハ昭和十一年酒造年度ノ製成実績ト同一石數ニ依ルコト、仍未昭和十二年又ハ十三年酒造年度ニ於ケル製成実績ガ昭和十一酒造年度ノ製成実績分ヨリ多キモノニ付テハ其ノ最多額ノ石數ヲ以テ基本石數トスルコト

三 昭和十四酒造年度ニ於ケル製成スペキ酒類ノ生産石數ハ基本石數ニ対シ百分ノ二十三%減ジタル石數ヲ限度トシ配分スルコト

〔註〕各組合員ガ自己ノ都合又ハ其ノ製造場ノ事情ニ依リ減額ヲ為スコトアルモ翌年度基本石數ニハ影響ナキコト（統制規程第九条⁽¹⁾参照）

四 昭和十四酒造年度ニ限り各酒造組合員ニ対スル生産石數ノ配分方法ニ付左ノ如ク別段ノ決定ヲ為スコト

(一) 基本石數一千石（但シ味淋ニ在リテハ二百石）ヲ超ヨル組合員ニシテ前記ニ依リ配分セラレタル石數ガ前項ニ依リ増加セラレタル基本石數一千石以下（味淋ニ在リテハ二百石以下）ノ組合員ノ生産配分石數ヨリ少キ場合ニ在リテハ基本石數一千石（味淋ニ在リテハ二百石）ニ相当スル組合員ト同一ノ石數迄増加配分ヲ為シ得ルコト

〔註〕免許製造場ニヶ所以上ヲ有スル組合員ニ在リテハ同一税務署管内ナルト否トヲ問ハズ、其ノ基本石數ノ合計ニ拠リテ之ヲ適用スルコト、以下之ニ準ズ

(二) 各酒造組合毎ノ総配分石數ヲ超ヘテ其ノ百分ノ一以内ノ石數ヲ限度トシ特ニ増石ヲ認ムルコトヲ得、但シ其

ノ増石承認ハ各酒造組合長ニ於テ所轄税務署長ト協議ノ上、左ノ方法ニ依リ之ヲ為スモノトス

(1) 特殊事情アル組合員ニ限ルコト

(2) 平等又ハ比例配分ヲナスコトヲ得ザルコト

(3) 基本石數六百石以上（味淋ニ在リテハ一百二十石以上）ノ組合員ニ対シテハ特殊事情アルモ之ヲ認メザルコト

(4) 右ノ増石数ハ他ノ組合員ニ譲渡スルヲ得ザルコト

〔註〕体造復活ニ因リ自己ノ製造場ニ於テ生産スル者アルトキハ最近ノ実績石數ノ範囲内ニ於テ其ノ生産石數ヲ認ムルコト

付帯決議

一 今後ニ於ケル時局又ハ社会情勢ノ急激ナル変動或ハ政府ノ命令ニ因リ本決議ニ対シ修正ヲ為スノ必要アリト認メタル場合ニ於ケル緊急ノ措置ハ總テ之ヲ金長ニ一任スルコト

二 大蔵大臣ノ認可ヲ受ケルニ當リ字句ノ修正ヲ要スル場合アリタルトキハ本決議ノ主旨ニ違背セザル範囲ニ於テ之ヲ金長ニ一任スルコト

三 昭和十四酒造年度ニ於テ生産激減ノ結果販売数量ノ欠乏ト偏在ヲ調節シ関係業者ノ安定ヲ圖ル為メ、既往三ヶ年以上継続シ堅実ナル販売取引ヲ為セル向ニ対シテハ其ノ三ヶ年平均数量ノ五割ヲ優先的ニ配給スルコトトシ、各自ニ於テ適當ナル方法ノ下ニ善処スルコト

四 昭和十四年十月一日ヨリ同十六年三月三至ル迄ハ過去ノ実績ニ応ジテ廃止ヲ按分調整シ、且月割配給ノ方法ヲ以テ需給ノ円滑ヲ図ルコト

17 昭和14年11月 昭和十四酒造年度酒類生産統制並に配分方法変更の件

昭和十四年十一月二十八日 間秘第一一三号本局通牒

昭和十四酒造年度酒類生産統制並に配分方法変更(二閑スル件)

昭和十四酒造年度酒類生産統制並に配分方法変更(二閑スル件)ハ
昭和十四酒造年度酒類生産統制並に配分方法(二閑シテハ十月十二日付間秘第一〇〇号ヲ以テ通牒致置候處、本件三付
テハ刻下ノ緊迫セル食糧対策三順應シ、更ニ減醸率引上ケノ余儀ナキニ立チ至リ、去ル十七日酒造組合中央会議員
会ニ於テ別紙ノ通(ラ)改訂シ、目下大蔵省二対シ認可申請中ノ趣ニ有之候条、減醸率等確定次第不日之力取扱二閑シ
通牒ノ見込ニ有之候へ共、一般四團ノ情勢ニ鑑ミ業者ノ原料購入其ノ他操作上後日齧詰ラ來サシメサル様、特ニ考慮
ノ上善処相成様致度

右通牒候也

昭和十四酒造年度生産統制並に配分方法中改正ノ件

決議ノ一ヲ左ノ通改正スルコト

一 昭和十四酒造年度ニ於テ生産統制ヲ行フヘキ酒類ヲ左ノ如ク定ムルコト

清酒

味淋

焼酎(粕取焼酎ヲ除ク)

決議ノ二中「旧式味淋」ノ次ニ「及ヒ旧式焼酎」ヲ加フ
決議ノ三ヲ左ノ通改正スルコト

三 昭和十四酒造年度ニ於テ製成スヘキ酒類ノ生産石数ハ基本石数ニ對シ左ノ割合ヲ減シタル石数ヲ限度トシ、配
分スルコト

百分ノ四十八

味淋新式

同 二十三

旧式

同 三十五

焼酎新式

同 二十三

旧式

同 二十五

決議ノ四ノ一ヲ左ノ通改正スルコト

丁 基本石数一千石(味淋及焼酎ニ在リテハ二百石)以下ノ組合員ニ對シ前記三ニ依ル配分石数ノ外ニ各二十
石(味淋及焼酎ニ在リテハ各五石)ヲ增加配分スルコト、但シ增加配分ノ結果基本石数ヲ超過スル場合ハ基本
石数ニ止ムルコト

基本石数一千石(味淋及焼酎ニ在リテハ二百石)ヲ超ユル組合員ニシテ前記三ニ依リ配分セラレタル石数カ前
項ニ依リ増加セラレタル基本石数一千石(味淋及焼酎ニ在リテハ二百石)以下ノ組合員ノ生産配分石数ヨリ少
キ場合ニ在リテハ、基本石数一千石(味淋及焼酎ニ在リテハ二百石)ニ相当スル組合員ト同一ノ石数迄增加配
分ヲ為シ得ルコト

付帶決議中改正ノ件

昭和十四年九月十六日付帶決議ノ三中「ノ五割」ヲ「ニ志ジ」ト改ムルコト
付帶決議

- 一 潤酒及白酒ニ付テハ特ニ此ノ際其ノ生産數量ノ多カラサルト其ノ特異性等ヲ考慮シ、強制的ノ生産統制ヲ行ハサンコトニシタルモ、他ノ酒類トノ權衡ヲ干考慮シ、自滿的ニ相当ノ減產ヲ為スコト
- 二 昭和十四酒造年度生産ニ係ル酒類ノ台灣、朝鮮、樺太、關東州、滿州及支那ヘノ輸移出酒ヘ前年実績ノ五割以内ニ制限シ、実績ナキ者ハ新規三輪移出セナルコト
- 三 宣命又ハ協約ニ依ル減產歩合ノ変更又ハ改廢並ニ生産統制方法ノ変更又ハ官治統制トナリタル場合ノ緊急ノ措置及減產ニ依ル善後措置ハ凡テ会長ニ一任スルコト
- 四 新式焼酎ニ付シテハ特ニ本年度ニ限り基本石數千分ノ五以内ヲ限度トシ造石ヲ認ムルコト得、但シ其ノ造石承認ハ中央会長ニ於テ大蔵當局ト協議ノ上之ヲ為スコト
- 五 新式焼酎及ヒ新式味淋ニ付シテハ制限撤廢ニ依ル増產ヲ認ムルコトヲ得ルコトトシ、其ノ増產石數ハ之ヲ中央会ニ移譲セシメ、中央会ハ之ヲ清酒業者並ニ新式燒酎業者又ハ味淋業者ニ配分スルコト、但シ此ノ場合ニ於ケル供給及配分ニ関スル必要ナル措置ハ凡テ之ヲ会長ニ一任スルコト

以上

(平12東京201—4)

18 昭和14年12月 酒類配給等の件

間第一一一七号

昭和十四年十二月十九日

東京税務監督局長 団

税務署長殿

酒類ノ配給等ニ関スル件

首標ノ件ニ關シ今般主税局長ヨリ別紙ノ通牒有之候条、委曲右ニテ御了知ノ上此ノ旨實管下酒造業者並ニ酒造組合ニ付シ通達方御取計相成度

右通牒候也

追而本件通牒追書記載事項ニ付テハ其ノ時々申報(簡易ナル情報程度ニテモ可ナリ)スルハ勿論ナルモ、特ニ鉱山、工場等下級労働者ノ集団地域ヲ管轄スル税務署ニアリテハ一般ノ意向ニ注意ヲ払ヒ、配給不円滑等ノ為異常ナル言説、行動等ノ事アリタル場合ヘ、時ラ邊サズ適當ノ方法ヲ以テ実情調査ノ上申報相成度、尚此ノ際實管下主要ナル酒類販売業者數名ニ付其ノ取引系統、買入価格及現在石數等ヲ調査シ報告相成度、此ノ段申添候

[別紙]

主秘第六〇一号

昭和十四年十二月十五日

主税局長 大矢半次郎 団

東京税務監督局長 中村重喜殿

酒類ノ配給等ニ関スル件

酒類ノ製造商ニ付テハ国民糧食ノ確保ニ資スルノ必要ヨリ高度ノ減縮ヲ行フコトト相成候結果、之ガ製造、販売及消費ノ各部門ニ対シ諸種ノ影響ヲ及ボスト思料致候モ、斯ル情勢下ニ在リテハ或ハ製造者及販売業者ガ其ノ取引ヲ為スニ当リテ壳惜若クハ賣溜ヲ為シ又ハ不当ナル価格ヲ以テスル等ノ虞モ有之ベクト被存候処、若シ製造者ニシテ如斯ヲ敢チ為ス者有之候テハ現下ノ諸情勢ニ顧ミ甚ダ遺憾トスル所ニ有之候ニ付、本件ニ關シテハ特ニ製造者及酒造組合等ニ対シスルコトナキ様充分ナル考慮ヲ促シ、左記事項ヲ遵守セシムル等可然御配意相成様致度、此ノ段及通牒候也

追而酒類ノ減縮ニ關連スル諸種ノ問題及一般ノ意向等ニシテ参考トナルベキモノニ付テハ其ノ要領ヲ時々速ニ御報告相成度（簡易ナル情報程度ニテモ可ナリ）、尚此ノ際相当石数ノ酒類ヲ所持スト認メラルル販売業者ニ付テハ其ノ取引系統、買入価格及現在石数ヲ調査シ時々御報告相成度申添候

記

- 一 取引ハ成ルベク從來ノ取引系統ニ依ルコト（本年度生産統制並ニ配分方法ニ関スル付帶決議參照）
- 二 每月ノ藏出數量ハ過去ノ実績ニ応ジ調節シテ壳惜ヲ為ササルコト（本年度生産統制並ニ配分方法ニ関スル付帶決議參照）
- 三 版売価格ハ公定価格若クハ九・一八価格ヲ厳守スルコト

（平19東京1454）

19 昭和15年10月 昭和十五酒造年度酒類生産統制並に配分方法の件

昭和十五年十月十六日

間秘第一〇六号本局通牒

昭和十五酒造年度酒類生産統制並ニ配分方法ニ關スル件

首標ノ件ニ關シ酒造組合中央会ニ於テ別紙ノ通（議案）決議シ、且下之が認可申請中ノ趣ニ有之候ニ付テハ近日中認可相成ヘキ事ト被存候処、之方施行方ニ關シテハ別紙趣旨（多少変更アルヘキ見込）ヲ予メ研究置相成度

右通牒候也

第一 昭和十五酒造年度酒造組合中央会酒類生産統制ノ件

一方針

〔1〕 現下ノ米穀需給状況ニ鑑ミ清酒ノ使用原料玄米石数（糯米ヲ含ム）ニ付テハ前年通二百万石以内ニ据置クコトト相成リタルヲ以テ

〔1〕 各製造者毎ノ生産統制基準配分石数ハ之ヲ前酒造年度ノ配分石数決定方法ト同様ノ方法ニ依リ之ヲ定ムルコトトシ

〔1〕 別項記載ノ如ク各製造者ニ対シ使用原料玄米石数ヲ割当スルコトトナリタルヲ以テ、右割当玄米石数ノ範囲内ニ於テ技術ノ改良、其ノ他總ニユル方策ヲ講シ可及的ニ製造石数ヲ増加セシムル方針ヲ採リ、前記基準石数ニ対シ特別増加配分ヲ認メタルコト

〔1〕 味淋及米取焼酎ニ付テモ前記米穀事情等ニ依リ使用原料玄米石数（糯米ヲ含ム）ニ付テハ各製造者毎前年実蹟石数以内ニ据置カルハコトト相成リタルヲ以テ、生産統制配分石数ニ付テハ清酒ト同様ノ方針ニ出シルコ

二 味淋ノ減産割合百分ノ三十八前酒造年度減産割合、新式味淋百分ノ二十三、旧式味淋百分ノ三十五ノ平均ニ依リタルモノナルコト

三 別紙三及四ニ依ル基準配分石数ノ配分方法ハ前酒造年度配分石数ノ配分方法ト同様ナルコト、但シ別紙四ノ目ニ依ル軍需酒割当増加配分石数ノ増石ヲ受クル者アルヘキコト

四 昭和十五酒造年度限リノ特別配分ニ関シテハ左記ニ依ルコト

(1) 劇当原料玄米石数使用ノ範囲内ニ於テ技術ノ改良進歩ヲ圖リ、又ハ仕込方法ヲ変更スル等ノ方法ヲ講シテ基配分石数ヲ超エ製造スルトキハ、当該基準石数ノ百分ノ五以内ノ石数ハ別段ノ手続ヲ要セズシテ當該石数ノ特別配分ヲ受クルモノナルコト

(2) 前同様ノ施設変更ヲ加ヘ基準石数ニ対シ百分ノ五ヲ超過スル製造石数アリト認メラルル場合ハ、予メ所蔵税務署長及所屬組合長ノ正当ナル事由ニ因ル旨ノ証明アリタル石数ニ限リ、更ニ当該石数ノ特別配分ヲ受ケタルモノナルコト

(3) 右(1)号ノ証明ニ付テハ諸般ノ調査ヲ遂ケ適案ナリト認メラルル石数ニ限リ其ノ証明ヲ為スコト、此ノ場合ニ於ケル証明ノ原因ハ大体左記ノ如クナルヘキコト

(1) 搾精歩合低下ニ依ル白米使用高ノ増加ニ基クモノ

(2) 劇当原料玄米石数ガ前酒造年度ノ使用原料玄米石数ヲ超過シタルニ因ルモノ

(3) 汲水歩合ノ増加ニ依ルモノ

(4) 完全疏酵ノ方法ヲ講スル等粕歩合ノ減少ヲ見ルニ因ルモノ

(5) 前酒造年度使用原料高ニ比シ清酒粕、白糠、其ノ他代用原料ヲ使用スルニ因ルモノ
前記白糠ノ使用ニ付テハ昭和七年二月藏稅第一六〇号通牒ノ次第モ有之、醸造安全ヲ期シ得ラルモノニ付チノミ之カ使用ヲ容認スルコト

第二 原料玄米ノ配給及劇当ニ關スル件

昭和十五酒造年度酒造米ニ付テモ本年八月農林省令第七十四号臨時米穀配給統制規則ニ拠リ配給ヲ受クルコトトナリ、且昭和十五酒造年度酒類生産統制配分方法ノ決定アリタルヲ以テ、此等ノ趣旨ニ從ヒ酒造組合 同聯合会及同中央会ニ於テ左記各項ニ依リ各製造者ニ對スル割当乃至配給ノ確保ヲ期スルコトナリタルヲ以テ、之ガ實行方ニ關シテハ相当援助ヲ与フルコト

一 原料玄米割当方法

(1) 清酒

各製造者毎ニ

(1) 原料玄米二百万石ノ内約百万石ヲ昭和十五酒造年度首基本石数ノ全国ニ於ケル總基本石数ニ対スル割合ニ依リ計算シタル石数
(2) 残額約百万石ヲ前酒造年度實際使用玄米石数（前配分石数ト今配分石数ト異ニスルトキハ適當ナル補正ヲ行フ）ノ同全國ニ於ケル總使用石数ニ百万石ニ対スル割合ニ依リ按分シタル石数ヲ合算シテ割当配分スル方針ナルコト

(1) 味淋、白酒、濁酒及燒酎ニ付テハ別紙原料米割当決議記載方法通ナルコト
(2) 右割当決定ノ形式トシテハ酒造組合中央会ニ於テ道府県聯合会ニ対シ当該府県ノ割当量ヲ決定シ、道府県聯合

合会三於テ単位組合毎割当量ヲ決定シテ各單位組合ニ於テ組合員三対スル割当量ヲ決定スルコト
酒造組合等三於テ前年使用原料玄米石数等ニ付必要アル場合ハ可及的(便宜ヲ与く、調査ヲ敏速ニ終了セシ
ムル様御配慮相成度キ)コト

二 原料米配給方法

- (一) 酒造組合中央会ニ於テ各道府県毎割当量ヲ農林省ニ申告シ同省ニ於テ各地方庁ニ之ヲ移牒スルコト
- (二) 酒造用原料玄米配給ノ根本方針トシテハ各道府県内ニ於テ使用スル分ニ付自給自足ノ方策ヲ講スルコト
- (三) 道府県内ノ産米配給方法ハ酒造組合聯合会(府県ヲ区域トスル酒造組合ヲ含ム)ニ於テ販売組合聯合会又ハ府県米穀商統制団体ヨリ購入ノ斡旋又ハ共同購入ヲ為シ、単位組合ヲ通シ又ハ通セシシテ各酒造組合員三対シ配給ヲ行フヲ原則トスルコト
- (四) 道府県外移入米ノ配給方法ハ酒造組合聯合会ニ於テ全国販売組合聯合会ヨリ購入ノ斡旋又ハ共同ノ購入ヲ為シ、前同様ノ方法ニ依リ各酒造組合員ニ配給スルコト

道府県内外移出入米ノ割当其ノ他ノ計画ニ付テハ酒造組合中央会ニ於テ全販聯ト協議シ、其ノ結果ヲ道府県聯合会ニ移牒スルコト

第三 昭和十五酒造年度清酒、濁酒、白酒、味淋及焼酎ノ製造方針ニ關スル件

一 製造石數ニ付テハ左記ニ依ルコト

- (一) 清酒、味淋及米取焼酎ニ付テハ酒造組合中央会ノ生産統制石数ニ依ルコト

米取焼酎ニハ所謂混合取ヲ含ムモノトシテ取扱フコト

- (二) 濁酒及白酒ニ付テハ各製造者毎前年度使用原料玄米石数ノ範囲内ニ於テ其ノ製造石数ヲ認ムルコトトシ、仕

込配合等ニ変更ナキ限り前酒造年度製造実績石数ニ依ラシムルコト

二 米ヲ原料トセサル焼酎ニ付テハ製造石數ノ制限ヲ為ササルコト

- (一) 各酒造業者毎ニ大体前年搗精平均歩合ヨリ一分程度ヲ低下セシムル方針ヲ採ラシムルコト、但シ製造ノ実情ニ依リ低下セシムルノ必要ナシト認メラレタル場合ハ此ノ限りニ非サルコム
- (二) 最高搗精歩合ヲ一割五分ニ制限スルコト
- (三) 最低搗精歩合ハ一割以下ニ下ラシムサルコトヲ得ルコト
- (四) 前酒造年度ノ平均搗精歩合一割二分以下ノ者ニ對シテハ其ノ平均搗精歩合ヲ一割二分迄増加スルコトヲ容認シ得ルコト

〔別紙〕

議案

昭和十五酒造年度酒類生産統制並ニ配分方法ニ關スル件

- (一) 昭和十五酒造年度ニ於テ生産統制ヲ行フヘキ酒類ヲ左ノ如ク定ムルコト

清酒

味淋

焼酎(米取焼酎ニ限ル)

- (二) 昭和十五酒造年度ニ於ケル各組合員ノ基本石数ハ昭和十四酒造年度ノ基本石数ニ昭和十四酒造年度ニ於テ休造復

活、善意ノ製造場拡張、新規並ニ繼承免許及生産権ノ永久ノ譲渡又ハ継受ケニ依ル石数減少又ハ加算シタル石数ニ依ルコト

三 昭和十五酒造年度ニ於テ製成スベキ酒類ノ生産石数ハ基本石数ヨリ左ノ割合ニ依ル石数ヲ減ジタル石数ヲ限度トシ配分スルコト

清酒 百分ノ四十八

味淋 同 三十

焼酎 (米取焼酎ニ限ル) 同 十三

〔註〕各組合員ガ自己ノ都合又ハ其ノ製造場ノ事情ニ依リ減讓ヲ為スコトアルモ翌年度基本石数ニハ影響ナキコト (統制規定第九条(1)参照)

四 昭和十五酒造年度ニ限リ各酒造組合員ニ対スル生産石数ノ配分方法ニ付左ノ如ク別段ノ決定ヲ為スコト

(1) 基本石数一千石 (但シ味淋及焼酎ニ在リテハ二百石) 以下ノ組合員ニ対シ前記ニ依ル配分石数ノ外ニ各二十石 (味淋及焼酎ニ在リテハ各五石) ヲ增加配分スルコト、但シ增加配分ノ結果基本石数ヲ超過スル場合ハ

基本石数ニ止ムルコト

基本石数一千石 (味淋及焼酎ニ在リテハ二百石) ヲ超ユル組合員ニシテ前記ニ依リ配分セラレタル石数ガ前項ニ依リ増加セラレタル基本石数一千石以下 (味淋及焼酎ニ在リテハ二百石以下) ノ組合員ノ生産配分石数ヨリ少ナキ場合ニ在リテハ、基本石数一千石 (味淋及焼酎ニ在リテハ二百石) ニ相当スル組合員ト同一ノ石数迄增加配分ヲ為シ得ルコト

前二項ノ配分ニ付免許製造場ニケ所以上ヲ有スル組合員ニ対シテハ同一税務署管内ナルト否トヲ問ハズ其ノ

基本石数ノ合計ニ拘リテ之ヲ適用スルコト、以下之ニ準バ

(1) 各酒造組合員ノ總配分石数ヲ超エテ其ノ百分ノ一以内ノ石数ヲ限度トシ特ニ増加ヲ認ムルコトヲ得、但シ其ノ増石承認ハ各酒造組合長ニ於テ所轄税務署長ト協議ノ上、左ノ方法ニ依リ之ヲ為スモノトス

(2) 特殊事情アル組合員ニ限ルコト

(3) 平等又ハ比例配分ヲナスコトヲ得ザルコト

(4) 基本石数六百石以上 (味淋及焼酎ニ在リテハ百二十石以上) ノ組合員ニ対シテハ特殊事情アルモ之ヲ認メザルコト

(5) 右ノ増石数ハ他ノ組合員ニ譲渡スルコトヲ得ザルコト

(6) 昭和十六年度 (昭和十六年四月) 軍需酒トシテ陸海軍ニ納入スベキ石数ヲ本会ヨリ割当スベキ者ニ対シテハ左ノ割合ニ依ル增加配分ヲ為スコト

(7) 昭和十五年中ノ割当石数ガ昭和十三酒造年度納入額ノ六割 (供出義務石数ト称ス) 以上ナリシ者ニ対シテハ供出義務石数ヲ超過シタル石数ニ三割ニ相当スル石数

(8) 昭和十三酒造年度中納入実績ナク新規割当ヲ受ケタル者ニ対シテハ割当石数ノ三割ニ相当スル石数

五 昭和十五酒造年度ニ限リ左ノ特別配分ヲ為スコト

T 使用原料米石数ヲ増加スルコドナク技術ノ進歩改良ヲ図リ又ハ仕込方法ヲ変更スル等ノ方法ヲ講ジニ及四ニ依ル配分石数ヲ超エテ製造スル者ニ対シテハ其ノ超過石数ガ三及四ノ配分石数ノ百分ノ五ヲ超エザル石数

(1) 五ノ(1)ニ依リ製造スル石数ガ配分石数ノ百分ノ五ヲ超過スル場合ハ所轄税務署長及所屬組合長ノ正当ナル事由ニ依ル旨ノ証明アル石数

六 休造復活ニ因リ自己ノ製造場ニ於テ生産スル者アルトキハ最近ノ実蹟石数ノ範囲内ニ於テ其ノ生産石数ヲ認ムルコト

付帯決議

一 大藏大臣ノ認可ヲ受クルニ當リ字句ノ修正ヲ要スル場合アリタルトキハ本決議ノ主旨ニ違背セザル範囲内ニ於テ之ヲ金長ニ一任スルコト

原料割当三閥スル決議

一 使用原料米ハ左ノ方法ニ依リ本金ニ於テ各道府県ノ割当ヲ決定スルコト

(一) 清酒

イ 全割当量ノ半額ヲ全國平均割

ロ 全割当量ノ半額ヲ前年度使用実蹟割

(二) 味淋

イ 新式味淋ニ対シテハ前年度使用実蹟石数ノ千分ノ九〇九

ロ 新式味淋ニ対シテハ前年度使用実蹟石数ノ千分ノ一〇七七

(三) 白酒、濁酒並ニ焼酎

前年度使用実蹟石数

一 各道府県聯合会ニ於テハ本会ノ割当額及方法ニ基キ各単位組合毎ノ割当ヲ決定スルコト

三 各単位組合ニ於テハ聯合会ノ割当額及方法ニ基キ各個人別ノ割当ヲ決定スルコト

(平12仙台204-1-4)

20 昭和16年8月 酒類配給機構整備の件

昭和十六年八月十六日 税務第一八四三号主税局長通牒

首標ノ件ニ閑シ別紙ノ通本日地方長官宛連牒致候候矣御了知ノ上関係地方庁トヨク協議ヲ為シ、円満且急速ニ万般ノ準備ヲ進ムル様御取計相成度、此ノ段及通牒候也

(別紙)

昭和十六年八月十六日

大藏省主税局長
農林省食品局長

各地方長官宛

酒類配給機構整備ニ閑スル件

酒類ノ生産激減ニ伴フ需給關係ノ調整及配給ノ規正ニ閑シテハ予テ種々御配慮相煩居候處、今般大藏、農林兩省協議ノ上別紙一ノ要領ニ依リ酒類配給機構ノ整備ヲ實行致スコトト相成リ、差当リ清酒、合成清酒及焼酎ニ付道府県毎ニ地方販売統制機関トシテ道府県酒類販売統制会社ヲ設立スルコトヲ原則トシ、逓クモ十一月一日ヨリ新機構ニ依ル配給開始ノ予定ヲ以テ急速ニ其ノ整備ヲ因ラシムルコトト致度ニ付テハ右会社設立ニ閑シ格別ノ御援助相煩度、尙右要綱ニ依ル道府県酒類配給協議会ノ設置ニ閑シテハ別紙二ノ地方種類配給協議会内規ノ要領ニ基キ、所轄財務局長トヨシ協議ノ上委員及幹事ノ選任等万般ノ準備ヲ整ヘ、其ノ円滑ナル運用ニ依リ數管内ニ於ケル酒類ノ配給ニ支障ナカラシムル様御取計相成度、此ノ段及通牒候也

酒類配給機構整備案要綱

一 趣旨

酒類生産高ノ激減ニ伴フ需給關係ノ逼迫ト国民生活上ニ於ケル酒類ノ必要性トニ鑑ミ、酒類ノ需給關係ヲ調整シ、其ノ配給ノ適正ヲ期スル為、系統的組織ノ下ニ計画性ニ富メル合理的配給ノ方法ヲ講ジ、併セテ国家財政上ノ必要ヲ充足スルニ支障ナカラシムルヲ以テ目的トス

二 基本方針

(1) 時局下ニ於ケル生産力拡充事業等ニ從事スル労務者、農山漁村民、其ノ他一般家庭ノ消費スル酒類ニ付其ノ配給ヲ確保スルト共ニ、料理店、飲食店等奢侈的性質ヲ有スル場所ニ於ケル酒類ノ消費ヲ出来得ル限り抑制スル方針ノ下ニ配給計画ヲ樹立スルコトニシ、其ノ実行ヲ確實且能率的ナラシムルヤウ配給機構ノ整備ヲ行フコト

(2) 配給機構ノ整備ニ当リテハ國家經濟体制ノ整備進展ニ順応セシムル為、配給機關ノ組織ヲシテ出来得ル限り系統的且合理的ナラシムルヤウ考慮スルト共ニ、必要ナル配給方法ノ改善ヲ行フコト

(3) 酒類ノ配給事務ハ配給機關ヲシテ成ルベク自主的ニ計画及実行ノ任ニ当ラシメ其ノ創意ト責任トニ於テ最大ノ効率ヲ發揮セシムルコトトシ、關係官庁ニ於テハ必要ナル監督ヲ行フコト

(4) 配給機構ノ整備ニ当リテハ現在ニ於ケル當業者ノ利益ヲ保持セシムルコトニ努メ、機構整備ニ伴ヒ生ズルコトアルベキ不利益ニ対シテハ本機構整備ノ趣旨ニ照シ出来得ル限り之ヲ救済スルノ方法ヲ講ズルコト

(5) 配給機構ノ整備ハ差当り清酒、合成清酒及焼酎ニ付之ガ実現ヲ圖ルコトスルコト

三 配給機構ノ概要

(1) 中央ニ全国販売統制会社ヲ、道府県ニ道府県販売統制会社ヲ設立スルコト、但シ地方ノ事情ニ依リニ以上ノ道府県ヲ以テ一會社ヲ組織シ、若クヘ一道府県内ニ二以上ノ会社ヲ設置スルヲ妨げズ、又ハ会社ヲ設置セズシテ他ノ機關ヲ利用スルコトアルベキコト

全國販売統制会社ハ全國ニ亘ル酒類配給統制計画及其ノ実行ノ任ニ当リ、道府県販売統制機関ハ道府県内ニ於ケル酒類配給統制ノ計画及其ノ実行ノ任ニ当ルコト

前項ニ於テ酒類トアルハ清酒、合成清酒及焼酎ヲ謂フモノナルコト、以下之ニ同ジ

(2) 全國及道府県ノ販売統制機関ハ各酒類ヲ包容シタル单一會社タルコトヲ原則トスルコト

(3) 酒類製造者ハ其ノ製造シタル酒類ヲ總テ全國販売統制会社ニ売却スルコト

(4) 全國販売統制会社ハ道府県毎ニ酒類ノ一般用及業務用別配給数量ヲ割当テ、之ヲ道府県販売統制機関ニ売却スルコト

前項ニ依リ売却スベキ酒類ハ全國販売統制会社ノ指定スル製造場又ハ貯蔵場ヨリ之ヲ供給スルコト

(5) 道府県販売統制機関ハ當該地域内ノ業務用酒類供給団体ニ對シ業務用酒類ノ配給數量ヲ割当テ、之ヲ右団体ニ売却スルコト（後述六、（三）参照）

小売業者又ハ接客業者等ニ對スル酒類ノ出荷配達ノ実務ハ道府県販売統制会社ノ指令ニ基キ其ノ小地区配給所（支店、出張所又ハ荷扱所）ヲシテ之ヲ取扱ハシムルコト

(六) 現在ノ小売業者（製造者又ハ卸売業者ニシテ小売ノ実績ヲ有スル者ヲ含ム）ニ付テハ從来ノ業態ヲ存続セシメ、漸次合理的ニ其ノ整備ヲ國ラシムルコトトシ、卸売等ノ中間業態ハ之ヲ道府県販売統制機関ニ統合スルコト

(七) 農山漁村等ニ於ケル配給ニ付テハ一般小賣商等ノ外、配給ノ実績アル産業組合又ハ漁業組合等ノ機構ハ之ヲ利用スルコト

(八) 中央三中央酒類配給協議会、道府県二道府県酒類配給協議会ヲ設ケ、配給統制ノ事務ニ參画スルコト

コト

四

(一) 全国販売統制機構

各道府県販売統制会社及酒類製造者ノ團体等ヲシテ構成セシムルコト

(二) 全国販売統制会社ノ機能

(1) 全國ニ於ケル酒類ノ生産及消費ノ状況ヲ稽査シ道府県毎ニ一般用及業務用別配給割当数量ヲ決定スルコト
軍需酒、輸移出酒、其ノ他特定ノ用途アル酒類ノ配給ニ付テハ全國販売統制会社ニ於テ別途ニ計画ヲ樹ツ
ルコト

第一項ノ割当数量ノ決定ニ付テハ人口既往ニ於ケル消費ノ実績及爾後ノ事情ノ変更等ヲ參酌スルコトトシ、
決定前中央酒類配給協議会ノ議ヲ經ルコトスルコト

(2) 生産、消費及輸送ノ状況ヲ勘察シ當該道府県ニ對スル配給割当数量ヲ供出スベキ道府県ヲ決定スルコト
生産地ト消費地トノ連繫ニ付テハ容器、荷造、運送、從來ノ取引系統等ノ關係ヲ考慮シ最も合理的ニ計画
スルコト

(三) 中央酒類配給協議会ノ構成
大蔵次官ヲ会長トシ、大蔵省、農林省等ノ関係局長、生産者中央團体代表者、販売統制機関代表者、小賣業者中央團体代表者及消費者代表者等ヲ以テ組織スルコト
五 道府県販売統制機構

(一) 道府県販売統制機関ノ構成

道府県内ニ販売ノ実績ヲ有スル製造者及卸売業者等ヲ以テ組織スルコト

(二) 道府県販売統制機関ノ機能

(1) 全国販売統制会社ヨリ当該道府県ニ割当ヲ受ケタル配給数量ニ付テ道府県内ヲ区画シテ市町村単位等ノ適當ナル消費地域ヲ定メ、當該地域ニ對スル一般用酒及業務用酒ノ配給數量ノ割当ヲ行フコト
前項ノ割当數量ノ決定ニ付テハ人口既往ニ於ケル消費ノ実績及爾後ノ事情ノ変更等ヲ參酌スルコトトシ、
決定前道府県酒類配給協議会ノ議ヲ經ルコトスルコト

(2) 業務用酒類ノ配給ニ付テハ六ノ(一)、(三)及(四)ニ依リ一般家庭用酒類ト別個ノ配給経路ニ依リ之ヲ
配給スルコト

(三) 道府県酒類配給協議会ノ構成

地方長官ヲ会長、財務局長ヲ顧問トシ、財務局代表者、道府県府代表者、關係税務署長、道府県販売統制機
関代表者、生産者道府県團体代表者、小賣業者道府県團体代表者及消費者代表者等ヲ以テ組織スルコト

六 最下部配給機構

(一) 小賣部門ニ於ケル一般家庭用酒類ノ配給ニ付テハ專ラ小賣業者ヲシテ之ヲ取扱ハシムルコトスルモ、業務

用酒類ノ配給ニ付テハ原則トシテ小売業者ノ店舗ヲ通ゼシメザルコトトシ、別個ノ配給経路ニ依リ其ノ配給ヲ規正スルコト

- (一) 一般消費者ニ対スル家庭用酒類ノ配給ニ付テハ地方ノ実情ニ応ジ切符制又ハ通帳制ヲ採ル等適宜ノ方法ヲ講シ配給ノ適正確確美ヲ期スルコト
- (二) 業務用酒類ノ配給ニ付テハ小地区配給所区域毎ニ從来接客業者ニ対シ販売ノ実績ヲ有シタル小売業者、卸売業者及製造者ヲシテ業務用酒類供給団体ヲ組織セシメ、当該団体ノ計算ニ於テ小地区配給所ヨリ接客業者ニ配給ヲ行ハシムルコト

別紙二

地方酒類配給協議会内規

第一 組織

左記規定ニ示ス如キ構成ニ依リ組織スルコト

○ ○ 道・府・県 酒類配給協議会規程

第一条 ○○道・府・県酒類配給協議会ハ○○道・府・県内ニ於ケル酒類ノ配給統制ニ関スル重要ノ事項ヲ調査審議ス

第二条 協議会ハ会長一人、顧問一人及委員若干人ヲ以テ之ヲ組織ス、必要アル場合ニ於テハ隨時臨時委員ヲ置クコトヲ得

第三条 会長ハ○○道府長官・府知事・県知事ヲ以テ之ニ充ツ

第四条 顧問ハ○○財務局長ヲ以テ之ニ充ツ

第五条 委員（臨時委員ヲ含ム）ハ左ニ掲タル者ヨリ○○財務局長及○○道府長官・府知事・県知事連名ニテ之ヲ嘱託ス

（一）○○道・府・県関係部課長

（二）○○財務局関係部係長

（三）○○道・府・県内各税務署長

（四）酒類製造者ノ組織スル○○道・府・県団体関係者

（五）○○道・府・県酒類販売統制会社代表者

（六）酒類小売業者ノ組織スル○○道・府・県団体関係者

（七）其ノ他○○財務局長及○○道府長官・府知事・県知事ニ於テ適当ト認ムル者

前項ノ委員ハ○○財務局長及○○道府長官・府知事・県知事協議ノ上之ヲ解嘱スルコトヲ得

第六条 会長ハ会務ヲ總理ス

会長事故アルトキハ会長ノ指名スル者会長ノ職務ヲ代理ス

第七条 協議会ニ幹事ヲ置ク

幹事ハ○○財務局高等官及○○道府長官・府・県高等官中ヨリ○○財務局長及○○道府長官・府知事・県知事連名ニテ之ヲ嘱託ス（監視官シテ財務局開設業者及道府）

幹事ハ会長ノ指揮ヲ受ケ庶務ヲ整理ス

第八条 協議会三書記ヲ置ク

書記ハ○○財務局判任官及○○道府長官・府・県判任官中ヨリ○○財務局長及○○道府長官・府知事・県知事

之ヲ嘱託ス

書記ハ上司ノ指揮ヲ受ケ庶務ニ從事ス

第二 事務

一 協議会ハ〇〇道・府・県酒類販売株式会社（仮称）ノ立案シタル毎計画期間ノ消費地域毎一般用酒類及業務

用酒類別配給計画ヲ查覈シ、之ニ承認ヲ与フベキヤ否ヲ決定スルコト

二 協議会ハ前項ノ外会長ニ於テ酒類ノ配給統制上必要ト認メ提出シタル事項ヲ調査審議スルコト

第三 運用方針

配給協議会ノ運用ニ付テハ財務局及地方官ヨク協調シテ取進ムルコト、從テ付議事項ニ付テモ付議前幹事間ニ於テヨク協議ヲ整ヘ置クコト

（平12仙台204—5）

21 昭和16年9月 東京市内清酒指定配給の件

問一 第三三五号

昭和十六年九月四日

東京財務局長 団

東京市内清酒指定配給三闕スル件

税務署長殿

首題ノ件ニ關シ本月二日東京府庁會議室ニ於テ當局、東京府庁、警視庁及東京市役所ノ各関係代表者相会同シ協議ヲ為シタルニ、其ノ際決定シタル事項中左記事項ニ付テハ特ニ御留意ノ上其ノ署管内酒類配給協議会ト連絡アトリ、之ガ實行上方過撫ナキヲ期セラレ度
右通牒候也。

記

- 一 購入券ノ發給ニ付テハ配給協議会ニ於テ新ニ印刷配付スル手数ヲ省略シ、且下東京市役所ニ於テ各世帯ニ配付中ノ集成切符（家庭用必需品購入票）ヲ利用スルコト、ナシタルコト
- 二 集成切符ヲ發行スルコト、ナリタルニ依リ希望一世帯当リ配給数量ヲ四合ト限定シタルコト
- 三 集成切符ノ使用券指定ニ付テハ該切符中特別配給ノ際使用スル予備券第七号票（注文券及購入券付）トスルコト
- 四 第七号票ノ利用方法ニ付テハ左記ニ依ルコト
- (1) 市役所ニ於テハ区役所、町会、隣組ヲ通じ東京市内各世帯ニ對シ購入希望世帯ハ最寄リノ酒類小売商店ニ申出テ、集成切符第七号票ニ依リ註文セラレタキ旨ノ周知方法ヲ講ズルコト
- (2) 酒類小売商店ニ於テハ集成切符第七号票ノ注文券ヲ切取り、其ノ合計數量ヲ九月十六日中ニ所轄配給協議会荷扱所ニ通知シ、自己ノ取扱ナルベキ指定酒ノ受入ヲナスコト
- (3) 配給協議会ニ於テ指定酒ノ荷受ヲ為シタルトキハ直ニ所轄稅務署ニ申出テ、区役所ト配給開始日ニ付打合セラスコト
- (4) (3)ニ依リ指定配給日確定シタルトキハ其ノ直指定酒小売商店ニ通知シ、配給期間及価格ヲ店頭ニ提示セシムルコト

(5) 区役所ハ町会、隣組ヲ通ジ購入希望世帯ニ対シ家庭酒配給期間（一週間）ヲ周知セシムル方法ヲ講ズルコト
(6) 購入希望世帯ハ前記第七号票購入券ニ依リ現品ト交換ニ指定酒ノ配給ヲ受クルコト

五 署別配分石数ハ前記四ノ(2)ニ依リ酒類小売商店が取締メタル飲酒希望世帯合計数量トナルニ依リ、当初配分石数

ニ変更フ來スコトアルベキコト

六 新聞紙上ノ発表ニ付テハ別紙要領ニ依ルコト

別紙

昭和十六年九月六日發表予定

◎東京財務局、東京府、警視庁、東京市共同發表

今日東京財務局、東京府、警視庁、東京市ノ協議ニ依リ九月分ノ家庭用清酒ヲ次ノ要領ニ依リ配給ズルコトニ決定シタ

東京市内家庭用清酒配給要領

東京市内ニ割当ラレタル第二四半期家庭用特別配給清酒ノ配給由清ラ期スル者、左記ニ依リ割当配給ヲ為スモノノトス
記
一 配給方法ハ東京市發行ノ家庭用必需品購入票（集成切符）ニ依ルコトトシ、註文券及購入券ハ第七号票（註文券
付）ヲ以テ之ニ充ツルコト
二 配給量ハ普通世帯中希望スル世帯ニ対シ一世帯当リ四合トス
三 註文券ノ提出ハ九月十日ヨリ同月十五日迄トシ、現品ノ配給日ハ各区ニ依リ異ルモ、配給開始日ノ前日迄ニ各区
役所ヨリ貯金、隣組ヲ通ジ区民ニ通知スルモノトス

四 購入券ノ有効期限ハ配給開始ノ日ヨリ一週間トス

五 左記ノ者ハ配給店トシテ認メザルコト

イ 卸売業者

ロ 休業者

ハ 兼業者（薬屋、乾物屋、米屋、飲食店等）ニシテ、俗称量り台ヲ有セザル者

二 兼業飲食店ニシテ現三店小売ヲ為サザルモノ

六 水上生活者ニ対スル配給ノ日割ハ別途考慮スルモノトス

以上

〔別紙〕

右三箇シ当局ノ注意事項

一 御希望ノ方ハ其ノ旨隣組長ニ申出テ購入券ニ所定ノ印（隣組長及町会長印）ヲ受ケルコト

二 券ノ切離シタルモノハ無効スカラ其ノ儘從来取付ノ酒店へ御持参下サイ、但シ次ノ様ナ店舗ヘ配給致シマセン

イ 酒ノ卸売業者

ロ 休業者

ハ 兼業者（薬屋、乾物屋、米屋、飲食店等）手量り台ノ設備ノ無イ店

二 兼業飲食店ア量り台ノ設備ガアツチモ現ニ店小売ラシテ居ナイ店

三 今度ノ配給酒ハ全部上等清酒ベカリテ期間内ナラ何時モ賣ヘマス、若シ配給ヲ受ケタ酒ガ悪イ酒ノ疑ガアル様
デシタラ最寄ノ警察署、若クハ税務署ニ申出ゲトサイ

- 四 購入ノ場合ニヘ容器ヲ御持參下サイ、ビール燐ハ四号入リマセンカラ御注意下サイ
 五 引換期限ト直段ハ店頭ニ掲示シマス
 尚当局デハ東京市外ノ地方ニ対シテモ此ノ方法ニ準ズル方法ア配給スル予定デアル

(平19東京1445)

22 昭和16年11月 新機構による酒類配給実行方法の件

昭和十六年十一月十日 藏稅第四〇一八号 主税局長通牒

新機構ニ依ル酒類配給実行方法ニ關スル件

清酒、合成清酒及焼酎ノ配給ニ付テハ予定ノ通本月一日ヨリ新機構ニ依リ之ヲ行フコト相成、着々既定ノ方針ニ依リ御実行相成居候事ト存候ニ付テハ、本日付ヲ以テ業務用酒共販組合及小売業者ニ対スル指示事項等別途通牒致置候處、今後ニ於ケル此等酒類配給規正ノ方針トシテハ少クトモ大体左記ノ趣旨ニ依リ、差当リ各地方ノ実情ニ応シ適切ト認ムル方策ヲ案シ、漸次配給統制ノ目的貢微ニ邁進スルノ態勢才整フルコトトシ、出来得ル限り過渡的ニ於ケル酒類配給ノ円滑ヲ期スルヤウ可然御配慮相成度、此ノ段及通牒候也

記

第一 一般家庭用酒ノ配給ニ關スル事項

〔一〕 小売業者ガ直接消費者ニ販売スル場合ニヘ其ノ一人一回当リ販売量ヲ制限スルコトモ一策ナルベキコト（東京市ニ於テハ差当リ一人一回当リ四合程度以下ニ制限スル予定ナルモ、當該数量ハ各地方ノ実情ニ依リ適宜

之ヲ定ムルコト

〔二〕 小売業者ノ店舗ニ適宜ノ帳簿ヲ設備セシメ購入者ノ住所氏名、購入月日、購入数量等ヲ之ニ記載セシムルモ一策ナルベキコト

〔三〕 販売先ハ成ルベク當該小売業者ノ店舗所在地付近ノ者ニスルヤウ小売業者ノ組合等ヲ指導スルコト

〔四〕 冠婚葬祭、忘呑入退管又ハ地方的祝祭等臨時特別ノ需要ニ充ツヘキ酒類ニ付テハ一回ノ所要量ヲ定メ（例ハ一回一升又ヘ二升等トスルガ如シ）、市町村長、町会長等ノ証明ニ依リ最寄ノ小売業者ヲシテ之ヲ配給セシメ、當該配給数量ハ速ニ証明書引換ニ道府県会社（小地区配給所ヲ含ム）ヨリ小売業者ニ対シ補充スルコト

〔五〕 軍衛、一般官庁又ハ各種会社、其ノ他ノ団体ニ於テ臨時ノ需要アリテ、當該需要者ヨリ其ノ所在地付近ノ道府県会社ノ本店、支店又ハ出張所ニ対シ需要ノ目的、数量、月日等ヲ申出テタルトキハ當該会社ニ於テ需要ノ程度ヲ勘案シ、最寄ノ小売業者ヨリ所要量ノ配給ヲ為サシメ當該配給数量ヲ速ニ小売業者ニ対シ補充スルコト

第二 業務用酒ノ配給方法ニ關スル事項

〔一〕 二以上ノ税務署ノ管轄区域ニ亘り數個ノ店舗ヲ有スル接客業者ニ対シテハ當該店舗所属ノ業務用酒共販組合ヨリ各別ニ配給セシムル方針ヲ採ルコト

〔二〕 道府県酒類販売会社ト協議ノ上業務用酒共販組合ニ於テ自ラ接客業者又ハ其ノ団体ニ対シ酒類ノ配給事務ヲ行フ場合ハ、今次ノ配給機構整備ノ趣旨ニ鑑ム、一般家庭用酒ヲ取扱フ店舗ト区別シ、業務用酒ノミヲ取扱フ専用店舗ヲ設ケタル場合ニ限ル方針ヲ採ルコト

前項ノ道府県酒類販売会社ト業務用酒共販組合トノ協議ニ当リテハ配給系統ノ整理確立ヲ期スルト同時ニ業務用酒配給上ノ便宜、迅速及確實ノ諸点ヲ考慮シ、必シシモ画一的ニ情スルコトナク地方ノ実情ニ応ジタル配給ノ方法ヲ講ゼシムルコトトシ、適當ニ関係者ヲ指導スルコト

(三) 前項ニ拘ラズ近郷ノ農村等ニ於テ一般家庭用酒ト業務用酒トノ配給ヲ兼営スル店舗ヲ認ムルコト
合ハ業務用酒ノ配給ニ付テハ必ず通帳制又ハ切符制ヲ採ラシメ、一般家庭用酒ノ配給ニ混乱ヲ來サシメサルヤウ留意スルコト

(四) 小売業者ニシテ接客業ヲ兼営スル所謂二枚鑑札業者ニ対シテハ配給機械整備上其ノ整理ヲ不可欠ト思料セラルトヨロナルモ、十一月中ハ地方的事情ニ依リ已ムア得ズト認メラルニ於テハ家庭用酒配給ニ著シキ支障ヲ來サザル限り大体從前ノ営業ヲ認ムルモ妨ゲサルコトスルコト

(平12仙台204—5)

23 昭和16年11月 接客業者に対する業務用酒配給方等の件

[昭和十六年十一月十四日]

接客業者ニ対スル業務用酒配給方三閑スル事項

一 業務用酒ハ税務署管轄ノ地域毎ニ從来接客業者ニ対シ販売ノ実績ヲ有セル小売業者、卸売業者及製造者ヲシテ業務用酒共販組合(以下単ニ共販組合)ヲ組織セシメ、当該組合ノ計算ニ於テ小地区配給所(支店、出張所、荷扱所)、若クハ「[1]」ニ於テ認メタル小売業者ノ団体ヲシテ接客業者ニ配給ヲ行ヘシムルコト

- 二 共販組合ノ業務用酒ノ配給事務ニ閑シテハ原則トシテ府県酒類販売株式会社ニ之ヲ委託セシムベキモ、年1定石数(五石位)以下ノ配給数量(一接客業者ニ付)ノ分ハ小売業者ノ団体ガ整備シ、配給ノ適正ニ付税務署長ニ於テ不妥ナシト認メラルルトキハ小売業者ノ団体ニ委託セシムルコトヲ得ルコトセレモ、右ノ場合ハ府県下二様ノ方針ヲ以テセシムルコト
- 三 業務用酒受配団体ハ特ニ支障ナキ限り当該税務署管内ニ於ケル既存ノ組合(税務署管下每ニ組織シアル料理店組合、旅館組合、三業組合等)ヲ単位トスルコト、依テ組合ニ加入セザル業者アル場合ハ之ガ加入方ヲ懲憲セラレタキコト
- 四 接客業者ノ個々ニ対シ割当ヅベキ清酒及合成清酒、焼酎ノ配給数量ノ総量ハ過般開催ノ府県酒類配給協議会ニ於テ決定セラレタル消費地域毎配分石數トセラレタキコト
- 五 個々ノ接客業者ニ対シ配給数量ヲ割当ソル場合ニ於テハ清酒及合成清酒ハ之ヲ合一シテ決定シ、焼酎ハ之ト別個ニ決定セシムルコト
- 六 接客業者個々ニ割当ヅベキ現物ノ配給事務ニ付テハ少量ト雖モ府県酒類販売会社若クハ「[1]」ニ於テ認メタル(一接客業者年五石程度以下ノモノニ付)小売業者ノ団体ヲシテ之ヲ兼営スルコト
- 七 業務用酒受配団体ニ於テ個々ノ接客業者ニ割当ヅベキ石數確定シタルトキハ成ルベク速ニ共販組合ニ之ガ通知ヲ為スコト
- 八 共販組合ニシテ自己ノ持分ノ僅少ナルモノ又ハ他業者内ニ居住スルモノノ持分石數ニ対シテハ石數ノ交換又ハ組合員ノ統合等ノ方法ニ依リ漸次之ガ整理ノ方法ヲ講ゼラレタキコト
- 九 酒類販売会社業務開始當時ニ於テハ接客業者ニ対スル酒類配給ノ円滑ヲ期スル為メ、実績割ニ依ル仮定配給数量

ノ範囲内ニ於テ急速ニシテ簡便ナル一方方法トシテ其ノ内渡シラ実行シ、之ニ依リ生ジタル過不足石数ハ追テ配給事務ノ整理後ニ調整セラレタキコト

小売業ト接客業ノ兼業者ニ対スル取扱

一 小売業ト接客業ヲ兼營スルモノニシテ貿入ノ酒類ヲ自己ノ接客業ニ使用シ居リタルモノニ付シテハ其ノ石数ニ付業務酒共販組合ノ持分タル石数トシテ之ヲ認ムルモ、二ノ方法ニヨリ可成小売業又ハ接客業ニ一方付カシムル方針ヲ採り、一般家庭用酒ノ業務用酒ヘノ横流ヲ防止シ以テ配給ノ適正ヲ期スルコト

二

右ノ兼業者ニシテ小売業又ハ接客業ノ何レカノ業態ニ一方付カントスル場合ハ左記ニ依ルコト

(一) 業者ノ希望ニヨリ接客業ヲ廃業セル場合

(ア) 小売專業ニナラントスル者ニ付テハ自己ノ接客業ニ使用シ居リタル其ノ実蹟石数ハ共販組合ノ持分トシテ認メザルコトヲ条件ニ之ヲ小売ノ実蹟石数トシテ容認シ、小売專業者トシテ取扱ヲ為スコト

(イ) 接客業ニ使用シ居リタル其ノ実蹟石数ヲ他ノ接客專業者（接客業者ニ一方付カントスル業者ヲ含ム）ニ

(ハ) 業者ノ希望ニヨリ小売業ヲ廃業シ爾後接客業者トシテ存続セントスル者ニ付シテハ自己ノ接客業ニ使用シ居リタル実蹟石数ノミ共販組合ノ持分トシテ認メ、小売ノ実蹟石数ハ之ヲ他ノ小売專業者（小売專業ニ一方付カントスル業者ヲ含ム）ニ移譲セシムル方針ナルコト

三 酒類販売業ニ付テハ夫ノ名義ヲ以テ免許受ケ接客業ニ付テハ家族（妻子、内縁等）ノ名義ニヨリ營業許可ヲ受ケ居ル兼業者ニ対シテハ左記ニ依ル方針ナルコト

(一) 同一家屋ニ於テ小売ト接客業トヲ兼業スルモノニ付テハ小売業又ハ接客業ノ何レカニ業態ヲ一方付カシムル

四

(一) 業者ノ希望ニヨリ接客業ヲ廃業シ小売業トナリタル場合ニ於テハ前記(一)、(四)ト同様ノ取扱ヲ為スコト

(二) 業者ノ希望ニヨリ小売業ヲ廃業シ爾後接客業者トシテ存続セントスル業者ニ付テハ前記(一)ト同様ノ取扱ヲ為ス

五

小売業者ニ対スル取締

左記事項ニ該当シ累ヲ他ニ及ボスガ如キ悪質事犯者ニ付シテハ夫々相当ノ処分ヲ為シタル上、或ル一定期間配給停止等ヲ為ス必要アルニ依リ、関係警察署ト充分連絡ヲ採ルコト

(一) 一般用酒トシテ剣当ラレタル酒類ヲ接客業者ニ販売セル事実アリタルモノ

(二) 帳簿ノ記帳ヲ怠リ又ハ偽リタルモノ

(ハ) 配給ニ当リ甚シキ情実亮等ヲ為シ一般ノ需要者ニ配給セザルカ又ハ支障ア生ゼシムルガ如キ事実アリタルトキ

(二) 配給スベキ酒類ニ付シ加工、増量等ニ依ル税法違反又ハ公定価格違反ニ問ハルガ如キ行為アリタルトキ

(イ) 配給ノ方法、其ノ他帳簿記載万等ニ關シ相当注意ヲ促シタルモ、尚改悛ノ見込ナキモノ

(平19東京1445)

24 昭和16年12月 十二月分及び一月分一般用清酒及び合成清酒配給方の件

昭和十六年十二月九日

東京財務局長　印

税務署長殿

十二月分及一月分一般用清酒及合成清酒配給方二関スル件

首題ノ件ニ關シ別紙ノ通東京府酒類販売公社三通牒致置候件、右御了知ノ上之ガ実行方ニ關シ指導援助相成度右通牒候也

〔別紙〕

問一第五三一號

昭和十六年十二月九日

東京財務局長

東京府酒類販売株式会社社長殿

十二月分及一月分一般用清酒及合成清酒配給方二関スル件

首題ノ件ニ關シ之力配給ノ適正ヲ期スペク東京府庁、警視庁、及東京市役所等關係方面ト協議ノ結果、別紙要項ニ基キ配給スルコトト相成候件、左記事項御留意ノ上万造謨ナキヲ期セラレ度

右通牒候也

記

一 小売業者ニ割当ツベキ十二月分一月分一般用清酒又ハ合成清酒三付テハ別紙配給要項ニ基ク切符制ノ配給トナシタル關係上、各月ニ於ケル持越酒ハ左ノ各号ニ依ル旨關係組合ヲ運ズル等便宜ノ方法ヲ以テ小売業者ニ周知セシムル

マル方法ヲ講ズルコト

〔一〕十二月三持越トナリタル数量ニ付テハ十二月ニ於テモ之ガ自由販売ヲ認ムルコト

〔二〕一月ニ持越トナリタル数量ニ付テハ一月分ノ切符制ニ依ル割当数量ト共ニ当月分ノ切符制ニ依ル配給数量トナスコト

〔三〕二月ニ持越トナリタル数量ニ付テハ二月分ノ販売実績割数量ト共ニ当月分ノ販売数量トナスコト

二 小売業者ニ割当ツベキ十二月及一月分ノ配給酒ハ切符制数量ト為シタルニ依リ、販売実績割トシテ計算シタル数量ト相違ラ来スコトナルモ、右ハ二月及三月分ニ於テ割当セラルベキ数量ヲ以テ調節ヲ図ル見込ナルコト

三 別紙切符制ニ依ル計画配給ハ切符制当数ニ相当スル数量ノ入荷ト相俟テ初期ノ目的ヲ達成シ得ラルモノナルモ、運輸關係、貯蔵倉庫關係、其ノ他諸般ノ現況ヨリシテ所要数量ノ入荷困難ヲ予想セラルニ依リ、之ガ対応策トシテ入荷ノ都度順次適當量ノ配給ヲ為スコトメシ、一方小売業者ノ受入数量ニ付テハ一時保有セシメ置キ別紙要項ニ依ル配給開始日ニ支障ヲ生ゼシメザルヤウ留意スルコト

四 小売業者ヨリ各家庭ヘノ配給方法ハ東京府庁ノ指示ニ依リ実行スベキモノナルモ、小売業者迄ノ配給経路ニ付テハ其ノ社ニ於テ荷扱ノ手續ヲ因ルコト

五 小売業者ノ配給担当地域ニ付テハ可成当該地域ヲ協定セシムル等ノ方法ニ依リ得意先争奪等無用ノ競争ヲ避ケシムルコト

六 小売業者ニシテ本件配給ヲ兼シタル者ニ付テハ違反者所轄税務署長ノ指示ニ従ヒ爾後ノ配給ヲ停止又ハ制限スル等ノ措置ヲ講ズルコト

別紙

家庭用清酒及合成清酒配給要項

配給方針

(一) 府下一般世帯(除島嶼)ニ対シ正月用酒トシテ購入票ニ依リ十二月及一月ニ一世帯当り一ヶ月一升宛配給スルモノトス

(二) 一般世帯以外ノ準世帯(寄宿舎、合宿所)ニ対シテハ指図書ニ依リ概々一人一ヶ月一合宛配給スルモノトス

実施要領

(一) 購入票 (1) 家庭用酒購入票ト称ス

(2) 購入票ハ二ヶ月分連続ノ切符トシ十二月分、一月分毎二一枚ノ註文券ト二枚ノ購入券(五合券
二枚)トヨリ成リ、所謂「選抜式」切符トス

(二) 購入票ノ発行ハ東京市域三在リテハ東京市、右以外ノ地域ニ在リテハ東京府之ヲ發行シ、区役所(市町村役場)ヨリ町会隣組ヲ通ジテ一般世帯ニ配布ス

(三) 指図書 (1) 準世帯用酒配給指図書ト称ス

(2) 指図書ハ東京府物資部ニ於テ之ヲ發行シ申込ニ依リ交付ス

(四) 購入票ヲ交付スペキ世帯

一般世帯ニシテ左ノモノヲ含ム

イ 三食外食者ノミノ世帯

ロ 水上生活者ノ世帯

(五) 購入票ヲ交付セザル世帯

学生ノミ又ハ未成年者ノミノ世帯

(六) 購入票ノ処理

(1) 購入票ノ配布ヲ受ケタル世帯ハ十二月分、一月分毎ニ各々ノ註文券ニ所定事項ヲ記入ノ上次ニ定期
間中ニ成ルベク最寄取付ノ酒類小売店ニ提出スルコト

(2) 購入票処理ノ日限ハ左ノ通トス(除水上生活者)

(3) 十二月分註文券提出期限ハ十二月七日迄トス

(4) 十二月分購入券有効期限ハ十二月末日迄トス

現物ノ配給ハ十二月二十日ヨリ末日迄ノ予定トス

(5) 一月分註文券提出期限ハ一月五日迄トス

一月分購入券有効期限ハ二月五日迄トス

現物ノ配給ハ一月十五日ヨリ二月五日迄ノ予定トス

(6) 購入票ハ十二月三日迄ニ一世帯ニ配布ス

(七) 新規転入者三対スル取扱

(1) 購入票発行後ノ新規転入者ニ対スル取扱方法

(1) 新規転入者ニ付テハ十二月分ヲ配給セザルモノトス

(2) 新規転入者ニシテ一月十日迄ニ其ノ事実ヲ申出タルモノニ付テハ一月分ヲ配給スルモノトス
但シ転入手続ハ東京市ニ在リテハ管轄ノ区役所へ、府下ニ在リテハ市役所又ハ町村役場へ之ガ手続

ヨリ急シタルモノニ限ル

25 昭和16年12月 昭和十六酒造年度酒造取締並に清酒醸造指導方針の件

昭和十六年十二月十九日 藩綱第四六〇〇号主綱局長通牒

昭和十六酒造年度酒造取締並に清酒醸造指導方針三関スル件

過般開催セル間税部長会議ノ際指示致置候首標ノ券ニ關シテハ別紙一各局ノ意見ヲ參照シ左記ノ通決定致候条、右ニ依リ御取扱相成度、此ノ段及通牒候也

追テ酒造組合中央会ヨリ昭和十六酒造年度ニ於ケル一般醸造方針トシテ別紙一(写)ノ如キ通牒ヲ發シ居ル次第有之候条、御了知ノ上同一歩調ヲ以テ御指導相成様致度申添候

記

一 昭和十六酒造年度ニ於ケル清酒原料米ノ掲精歩合ニ付テハ左ノ各号ニ依ルモノトス

〔一〕 酒造原料米ノ最高掲精歩合ノ限度ハ前酒造年度ト同様ニ割五分トスルコト

〔二〕 醸造及貯蔵ノ安全ヲ期スル為酒造原料米ノ最低掲精歩合ノ限度ヲ一割トスルコト、但シ一割ヲ下ル掲精ヲ為サントスル者アル場合ニ於テハ、当該製造者ノ前酒造年度ニ於ケル一割未満ノ當該掲精歩合ニ依リ掲精実績石数ノ八割ノ範囲内ニ於テ承認ヲ与フルモ妨グザルコト

〔三〕 清酒醪一仕込毎(合併仕込又ハ合併製成ヲ為ス場合ニ在リテハ一容器毎又ハ一製成区分毎トス、以下同ジ)醸米、麹米及仕込米ノ總使用原料米ノ平均掲精歩合一割三分五厘ヲ超ユルモノニ付テハ其ノ使用原料米ノ

產地ノ如何ヲ問ハズ、各仕込毎ノ使用白米石数ニ對スル玄米石数及其ノ掲精歩合ヲ受檢済、仕込帳又ハ製造経過簿ニ適宜記帳セシムルコト

製造者ニ於テ前項ニ依ル記帳義務ノ免除ヲ申請シタル場合ニ於テハ承認ヲ与ヘ右事項ノ記帳ヲ為サシメザルモ妨グザルコト

四 代用原料(米糠及清酒粕)(含ム)ヲ併用スルモノニ付テハ一仕込毎ニ代用原料ノ品名、使用数量及仕込配給等ヲ記帳セシムルコト

二 本酒造年度ニ於ケル製造見込石数中上等酒ト並等酒トノ製造割合又ハ各仕込毎原料米ノ掲精歩合等ハ製造者ラシテ自ラ決定セシムルコトニ取扱フモノトス

三 本酒造年度ニ於ケル清酒ノ汲水歩合及四段掛等特殊仕込清酒ノ取扱ニ付テハ前酒造年度ノ例ニ依ルモノトス

(別紙一) [省略]

(別紙二)

昭和十六年十二月四日

酒造組合中央会

会長 伊藤保平

道府県酒造組合聯合会長殿

県酒造組合長殿

昭和十六酒造年度ノ一般醸造方針ニ關スル件

本酒造年度ニ在リテハ前酒造年度ノ酒造用原料米總使用高ヨリ更ニ五十万石ノ使用制限ヲ受ケ、之レガ減産対策トシ

テ政府ニ於テハ合清酒五十万石ノ増産計画ヲ樹立セラレ清酒、合清酒ヲ通シ前酒造年度ノ生産ヲ確保セラルルノ方針ヲ決定セラレタリトハ言ヒ、依然トシテ酒ノ供給不足ハ解消ケラルニ至ラザルモノト被存候。就チハ酒造業者ハ与ヘラレタル原料ノ範囲内ニ於テ極力増産ヲ圖リ供給不足ヲ緩和セラルル事ニ努力セラルルハ勿論ナルモ、前酒造年度ニ在リテハ一部業者中ニ増産ニ急ニシテ品質ノ低下ヲ來セル向モ有ルヤニ及闇候。斯クテハ數十年ノ長キニ涉リ改良發達ヲ圖リ純日本酒トシテノ名聲ヲ博セル清酒ノ品位ヲ一朝ニシテ低下セシムルコトモ相成候ハバ誠ニ遺憾ニ堪ヘザルノミナラズ、清酒トシテノ優越性ヲ自ラ破毀スルガ如キハ将来ノ対策上ヨリモ相当ナラズ被存候ニ付テハ特ニ本酒造年度ニ在リテハ清酒ノ品位保持ニ努力セラルルト共ニ、一般醸造方針ハ左記ノ各項ニ依リ御実行相成度、此ノ段及通牒候也。

記

一 原料米ノ搗精三閑スルコト

イ 大体前年通トシ

ロ 品質保持三閑スルコト

現行公定価格ハ規格ヲ「アルコール分」及「エキス分」ノ含有量ノミニ依リ上並三区分シ高能品質ヲ區別セザル結果、清酒ノ品質ハ漸次低下ノ傾向ニアルヲ以テ、将来公定価格改訂又ハ販売会社買収ノ場合ハ品質ヲ加味スルコトシテハ如何トノ説モ一部ニ有力ニ唱ヘラルニ至リ、而シテ此ノ点ニ閑シ關係方面ニ於ケル研究ノ主ナルモノハ左ノ如キモノナルヲ以テ増産ノミニ熱中セラレ、将来改訂ノ場合ニ不測ノ不利ヲ招クガ如キ事ナキ様予メ充分留意セラレタキコト

- 1 規格ハ總テ現行上等酒ノ「アルコール分」一五度、「エキス分」二九度以上ノ一本建トスルコト
- 2 一仕込毎平均搗精歩合一割五分程度以上ニシテ品質審査ノ結果良好ナルモノヲ上等酒トスルコト
- 3 一仕込毎搗精歩合一割五分程度未満ノモノ及一割五分以上ノモノニシテ品質審査ノ結果良好ナラザルモノ、若クハ代用原料ヲ一定程度以上使用シタルモノヲ並等酒トスルコト
- 4 各酒造場毎ニ上等酒並等酒ノ仕込割合ヲ指定スル等ノ考慮ヲ払フ要アルコト

二 清酒ノ増産ニ閑スルコト

イ 原料米ノ使用量ハ本会割当ノ範囲内タル可キコト

ロ 代用原料ノ使用量ハ一仕込毎ニ原料米（麴米ヲ含ム）總重量ノ一割以内ニ止ムルコト

但シ税務署ノ承認ヲ経タル場合ハ右制限ヲ超過シ得サルコト

三 合成清酒ノ増産ニ閑スルコト

イ 米糠又ハ清酒粕ヲ原料トシテ製造スル合成清酒ハ前年同様簡單ニ免許セラルベキモ、製造石数一千石ヲ超ユルガ如キ場合ハ免許ニ当リ慎重ナル考慮ヲ払ハルコト

但シ清酒粕ノ使用量ハ本会決算ノ実績配給所要量ヲ控除シタル残額ノ範囲内タルベキコト

ロ 甘藷及馬鈴薯等ヲ使用セムトスル場合ハ蕷類配給統制規則ニ依リ配給セラレタルカ又ハ荒蕪地等ヲ開墾シテ収穫シタルモノニシテ蕷類配給統制規則第十条ニ依ル許可ヲ受ケタルモノニ限ルコト

ハ 統制物資以外ノ原料品ハ税法所定ノ原料品ニシテ品質ノ低下腐敗等ノ虞ナキモノタルコト

昭和十七年十二月二十五日 主秘第六五二号主税局長通牒

昭和十七酒造年度清酒醸造指導方針三関スル件

首標ノ件ニ關シテハ幾ニ開催セル鑑定部長会議ニ於テ指示致置候處、差当リ左記ニ依リ御實行相成度、此ノ段及通牒候也

記

第一 品質区分

- 一 清酒ノ品質ヲ第一級乃至第四級ニ区分シ、其ノ他規格外品トシテ取扱フモノアル余地ヲ存セシムルコト
 二 品質区分ノ標準ハ概ネ左ニ依ルコト（別紙二参照）

- 〔一〕 第一級 成分規格ハアルコール分一六度以上、原エキス分三三度以上ニシテ、官能審査ニ當リ品質優ノ判定ヲ得タルモノ（原エキス分ニ付テハ状況ノ如何ニ依リニ一度程度ニ低下スルコトアリベキコト）
 〔二〕 第二級 成分規格ハアルコール分一六度以上、原エキス分三一度以上ニシテ、官能審査ニ當リ品質特上ノ判定ヲ得タルモノ
 〔三〕 第三級 成分規格ハアルコール分一五度以上、原エキス分ニ九度以上ニシテ、審査ニ合格シタルモノ
 〔四〕 第四級 成分規格ハアルコール分一四度以上、原エキス分ニ七度以上ニシテ、審査ニ合格シタルモノ
 （第三級ト第四級ハ成分規格ノ区分ニ依ルモノニシテ、官能審査ニ依ル区分ハ之ヲ行ハザルコト）
 〔五〕 規格外品ハ第三級品又ハ第四級品ノ成分規格ヲ有スルモノ、審査ニ當リ準合格ノ判定ヲ得タルニ止マルモノ

第三 成分規格ハ最終消費者渡ノモノトシ、生産者渡樽詰品等ニ付テハ幾分之ヲ上昇セシムル措置ヲ講ズルコト
 第二 製造場及製造石数ノ指定

- 一 第一級（清酒）及第二級（清酒）ノ詮衡見込酒ニ付テハ左ノ要領ニ依リ各級別ニ其ノ製造場及一場毎製造石数ヲ指定スルコト

〔一〕 第一級清酒

- (イ) 本年ノ指定清酒製造者ニ付テハ製造總数ノ三割以内ヲ詮衡範囲内ノモノトスルコト
 (ロ) 新ニ第一級清酒ノ製造者トシテ推薦スル見込ノ者ニ付テハ造石總数ノ二割以内ヲ詮衡範囲内ノモノトスルコト

(ハ) 特殊ノ者ニ付シテハ詮衡範囲石数ニ付前二号ノ特例ヲ認ムルコト

〔二〕 第二級清酒

- (イ) 第一級清酒ノ製造者ニ付テハ第一級清酒ノ外造石總数ノ三割ヲ詮衡範囲内ノモノトスルコト
 (ロ) 其ノ他ノ製造者ニ付テハ造石總数ノ三割ヲ詮衡範囲内ノモノトスルコト
 但シ左ノ者ハ詮衡ノ範囲外ノモノトスルコト

- (1) 製造石数二〇〇石未満ノ者、但シ從來ノ製造技術等ニ照シ特ニ適當ト認メラル者ヲ除ク
 (2) 製造場ガ第二級清酒ノ消費地域ト著シク懸隔セル者
 (3) 製造設備及製造技術等ニ照シ不適當ト認メラル者

- (ハ) 第一級清酒ノ品質審査ニ當リ其ノ選ニ渡レタルモノト雖モ適當ト認メラルモノハ之ヲ第二級清酒

トスルコト

(三) 特殊ノ者ニ対シテハ詮衡純酒石数ニ付(イ)及(ロ)ノ特例ヲ認ムルコト

一 前項ノ製造場及製造石数ノ指定ハ酒造組合中央会、酒造組合聯合会及酒造組合ノ指導統制ニ依ルコト
者ヲシテ製造見込石数ヲ申告セシメ、所轄税務署長ニ於テ之ニ対シ承認ヲ与フルノ形式ニ依ルコト

二 第一級ニ属スル製造場及其ノ製造石数ノ指定ニ当リテハ全國的ノ調整及統一ヲ図ル為、主税局ニ於テ承認事務ヲ總括スルコト

第三級ニ属スル製造場及其ノ製造石数ノ指定ニ当リテハ主税局ニ於テ概定スル各財務局別生産計画ニ基キ財務局ニ於テ承認事務ヲ統括スルコト

四 酒造組合中央会ハ主税局ニ於テ總括スル承認事務及各財務局別生産計画ノ概定ニ付常時主税局ト緊密ナル連絡ヲ保チ、酒造組合聯合会、酒造組合及同組合員ノ指導統制及連絡ニ当ルコト

酒造組合聯合会（県酒造組合ヲ含ム）ハ財務局ニ於テ統括スル承認事務ニ關シ常時財務局ト緊密ナル連絡ヲ保チ酒造組合及同組合員ノ指導統制及連絡ニ当ルコト

第三 原料米ノ搗精歩合（別紙二参照）

一 品質別計画生産ノ実行ヲ可能ナラシムル為原料米ノ搗精歩合ニ付適當ナル指導ヲ行フヨリトシ、之ガ為必要トスル諸般ノ手続ヲ採ルコト

二 現下ノ米穀事情等ニ鑑ミ優良酒醸出ノ為徒ニ搗精歩合ヲ高ムルノ弊ニ附ハシトヲ避け、醸造技術ノ飛躍的向上ヲ圖リ以テ從来ヨリモ低精白米ニテ優良酒ノ計画生産ヲ達成スルヤウ指導スルコト

三 第一級詮衡見込酒ニ付テハ其ノ搗精歩合ノ最高アーハ割五分トシ、標準平均ヲ一割三分程度トスルコト（平均

アーハ割未満ニ低下セシメントスルトキハ特ニ承認ヲ求メシムルコト）

四 第二級詮衡見込酒ニ付テハ其ノ搗精歩合ノ最高アーハ割五分トシ、標準平均ヲ一割程度トスルコト（平均ヲ一割七分未満ニ低下セシメントスルトキハ特ニ承認ヲ求メシムルコト）

五 第三級及第四級清酒（普通清酒）ノ醸造ニ當リテハ可及的米穀利用率ノ増高ニ努ムルト共ニ、一面精白度ノ不當低下ニ因ル品質ノ劣悪弱化ヲ防止スル為適當ナル指導ヲ行フノ要アルヲ以テ左ニ依ルコト

（一）最高搗精歩合ハ之ヲ二割トスルコト

（二）前酒造年度ノ搗精歩合平均アーハ割三分ヲ超ユル製造場ニ付テハ出来得ル限り之ヲ一割三分程度迄引下ゲシムルト共ニ、平均一割三分以下ノ製造場ニ付テモ出来得ル限り幾分之ヲ低下セシムルコト

（三）前酒造年度ノ搗精歩合平均アーハ割三分ヲ下リタル製造場ニ付テハ之ヲ一割一分迄引上ゲシムルコト、但シ特別ノ事情アルトキハ之ヲ一割一分迄低下スルコトヲ承認スルモ妨げナキコト

（四）個々ノ搗精歩合ハ最低一割ヲ下ルヲ得ザルコト

六 前記第三項乃至第五項ニ依ル搗精歩合ニ付米穀搗精等制限令ニ依ル例外許可ヲ申請スル場合ニ於テハ地方税
税務署長ノ証明アルモノニ対シテハ最高一割五分ノ範囲内ニ於テ申請ノ割合ニ依リ許可スル取扱ナルコト

（別紙三食糧管理局長官通牒参照）

〔別紙省略〕

昭和十八年四月七日 藏稅第八八七号、主税局長通牒
首標ノ件ニ閑シ別紙ノ通各地方長官ニ通牒致置候事、之ガ取扱方ニ閑シ可然御配意相成度、此ノ段及通牒候也

(別紙)

藏稅第八八七号

昭和十八年四月七日

大藏省主税局長

県知事殿

酒類販売価格等ニ閑スル件

首標ノ件ニ閑シテハ三月三十一日不取敢電信ヲ以テ通牒スルト共ニ関係書類一件送付致置候處、酒類ノ価格ハ從来価格等統制令第七条ノ規定ニ依リ農林大臣及大藏大臣ニ於テ価格ノ額ノ指定ヲ為シ來リタルモ、今般酒稅法中改正法律ノ施行ニ伴ヒ価格等統制令第十五条及同法施行規則第十二条中一部ノ改正ヲ行ヒ、酒稅法ノ主務大臣タル大藏大臣ガ酒類委員会ノ諮詢ヲ經テ酒稅法第五十二条及同法施行規則第六十条ノ規定ニ基ク酒類價格規則ニ依リ販売価格ヲ指定(一般ニ適用セラル)価格ハ大藏省告示ヲ以テ公示ス)スルコトトシ、當該價格ガ価格等統制令第六条ノ規定ノ適用ヲ受クルコトト相成リタル次第ニ有之候ニ付テハ今次改訂価格施行上留意ヲ要スル点差当リ左記ノ通ニ有之候条、貴管下ニ周知徹底方可然御配意相頗度、此ノ段及通牒候也

記

- 一 昭和十八年四月一日以降適用セラルベキ酒類ノ販売価格ハ酒類價格規則ニ基キ定メラレタル左記大藏省告示ノ価格ニ依ルモノナルコト(酒稅法第五十二条 同施行規則第六十条、酒類價格規則第一条、価格等統制令第六条、同第十五条第十号、同施行規則第十二条参照)
 - 〔一〕 清酒及合成清酒ノ販売価格指定ニ閑スル件(告示第百三十七号)
 - 〔二〕 烧酎及味淋ノ販売価格指定ニ閑スル件(告示第百三十八号)
 - 〔三〕 芙酒ノ販売価格指定ニ閑スル件(告示第百三十九号)
 - 〔四〕 雜酒、果実酒、白酒及濁酒ノ販売価格指定ニ閑スル件(告示第百四十号)
- 二 従前ノ価格等統制令第七号ノ規定ニ依リ指定又ハ許可セラレタル価格ノ額ハ昭和十八年三月三十一日限り其ノ効力ヲ失ヒタルモノナルコト、尤モ同日前ニ於ケル違反行為ニ對スル处罚ニ閑シテハ從前ノ例ニ依ルモノナルコト
三 従前ノ取扱ニ依リ地方長官ニ価格ノ額ノ指定ヲ委任シアリタル濁酒及白酒三付テモ今回ノ改正ニ依リ大藏大臣ニ於テ販売価格ヲ定ムルコトトシ、暫定的ニ從前ノ地方長官指定ノ額ニ今回ノ増稅額ヲ加算シタル価格ニ依ラシムルコトトシタルモ(告示第百四十号ノ十六参照)、之ガ適用期間ハ差当リ六月三十日迄トシ、可及的速ニ全国的ニ統一シタル販売価格ニ依ラシムル様改訂ヲ行フ見込ナルコト、雜酒ノ一部(昭和十五年九月大藏省告示第七号)十三ノ項ニ掲ゲタルモノ)三付テモ亦同様ナルコト
- 四 従前ノ最高販売価格指定ノ告示ニ依レバ地方長官ニ於テ必要アリト認ムルトキハ最高販売価格ノ範囲内ニ於テ制限価格ヲ設ケ得ルノ例ナリシモ、酒類價格規則ニ依ル価格ニ在リテハ斯カル措置ヲ採ラズ、必要ニ応ジ大藏大臣ニ於テ適宜ノ販売価格ヲ定ムル見込三付、斯クノ如キ特別ノ措置ヲ講スルノ必要アリト認ムルトキハ其ノ事情ヲ

詳細大蔵大臣三異情スルコト

五 酒類価格規則ニ依リ大蔵大臣ノ定ムル酒類ノ価格ヘ其ノ最高販売価格ヲ指定シ最低販売価格ヲモ指定シアルモノナルコト

六 今回ノ酒類販売価格指定ニ当リ考慮シタル事項ハ左ノ如クナルコト

〔一〕 酒類ノ級別ニ付テハ出来得ル限り其ノ品質ノ確保ヲ図ル等ノ趣旨ニ依リ別途関係書類七及八ノ通決定ヲ見タルモノナルコト、尚酒類ノ級別ニ付テハ左記ノ点ヲ御含ミ置キ相成リタキコト

(イ) 当該級別決定ノ告示中ニ成分規格ノ明記シアル酒類ニ付テハ其ノ販売価格ノ指定告示ニハ成分規格ハ特ニ之ヲ掲グザリシモニシテ、即チ当該級別決定ノ標準タル成分規格ヘ當該酒類ノ販売価格告示ニ於ケル酒類ノ成分規格ヲ示スモノナルコト

(ロ) 清酒第一級ニハ差当リ現在ノ特級清酒ヲ指定シタルモ在庫量僅少ニ付之ヲ家庭用ニノミ配給シ、業務用トシテ販売スルコトハ之ヲ見合サシムル見込ナルコト

〔メ〕 昭和十七酒造年度(至昭和十八年九月)仕込清酒ニ付テハ第一級酒ニ在リテハ大蔵省ニ於テ、第二級酒ニ在リテハ財務局ニ於テ、本年六月頃品質ノ審査ヲ行ヒタル上其ノ級別ヲ決定シ、然ル後発売セシムル見込ニシテ、差当リハ第三級酒ノミラ車出セシムル見込ナルコト

〔二〕 今回ノ酒類販売価格ノ改訂ニ当リテハ原則トシテ現行公定価格ニ本次増税額ヲ加算スルノ方針ヲ採リタルモノニシテ、尚清酒等ニ付テハ増税後ニ於ケル容器ノ破損又ハ欠滅等ニ依ル危険負担ノ増加経費等ヲ若干加味シタル程度ナルコト、而シテ一般生産費ノ昂騰其シ他ノ事情ニ基ク酒類価格ノ改訂等ハ之ヲ來ルベキ機会ニ競ルコトヲシタルモノナルコト

〔三〕 國家重要產業ニ從事スル労務者等ニ付スル価格特配酒(酒稅法第二十七条ノ三ノ規定ニ依リ今次増徵額ノ輕減ヲ受クル清酒、合成清酒、燒酎及麥酒)ニ付テハ之ガ目的ニ照シ現行小売價格ヲ据置クコトトシ、尚麥酒

ノ如ク地域的ニ価格ニ差等アル酒類ニ付テハ低キ方ノ價格ニ依ルコトセルヲ以テ、寧ロ從前ヨリ若干引下ゲト為リタルモノアルコト

〔四〕 同一ノ酒類ニ付テハ原則トシテ全國一率ノ價格ニ依ランシムルコトトシ、從來ノ特定地加算制等ハ之ヲ廢止スルコトトシタルコト

〔五〕 価格特配酒ニ付テハ場合ニ依リテハ道府県酒類販賣會社又ハ地方麥酒販賣會社ヲシテ當該工場事業場等ニ付シ小売價格ニ依リ販賣セシメ、其ノ間ノ差益ニ付テハ適當ナル方法ニ依リ一般ノ小賣業者ニ之ヲ還元スルヲ適當トスルヲ予想セラルヲ以テ、此等ノ必要ニ応ジ得ルノ措置ヲ講ジタル次第ナルコト

〔六〕 資材難ノ現状ニ顧ミ空壠、空樽、空箱等ニ付テハリンク制ヲ施行セシムル方針トスルコトトシ、販賣價格指定ニ當リ之ヲ前提トシタル規定ヲ設ケタルモノナルコト

〔七〕 雜酒第一級等ニシテ販賣價格告示ニ額ノ指定ナキモノニ付テハ例外許可ヲ為ス見込ナルコト

〔八〕 料理店等ニ於ケル販賣價格ニ付テハ業務用清酒及合成清酒ハ三階級ト為シ、同一店舗ニ於テハ同一價格ノ酒類ノミラ取扱ハシムルコトトスル為、料理店等ノ業態ヲ三種三分類指定スル見込ナルコト、而シテ差当リハ〔メ〕ノ如ク原則トシテ第三級及第四級清酒又ハ第一級合成清酒ノミラ配給スル見込ナルコト

七 酒類價格規則第五条ニ依ル様式表示ノ指示ハ(關係書類ノ十三)現存スル規格証紙、レシテル等ノ利用ヲ図ル等ノ越百三依リ暫定的二六月末迄ノ急急的措置ヲ講ジタル次第第三シテ、同日前ト雖ニ準備完了次第出来得ル限り速ニ必要事項ノ表示ヲ為シ、品質ノ確保及価格ノ公正ヲ圖ルニ適當ナル如ク改ムル見込ナルコト

八 最高販売価格違反三対スル罰則ノ適用ニ付テハ左ニ依ルコト

〔一〕 酒類ノ販売価格ヲ超エテ価格ノ額ヲ契約シ支払ヒ又ハ受領シタル場合ニ於テハ酒税法第六十三条ノ三ノ罰則

三触ルルト共ニ、価格等統制令違反トシテ國家総動員法ノ罰則ノ適用アルモノナルコト

〔二〕 最低販売価格ヲ下リテ貿受又ハ販売ヲ為シタル場合ニ於テハ酒税法第六十三条ノ三ノ罰則ノ適用アルモノナルコト

〔三〕 酒税法第六十三条ノ三ノ違反行為ニ対シテハ一般ノ租税犯ト其ノ取扱ヲ異ニシ間接國税犯則者処分法ノ適用

無キモノナルニ付、取扱上特ニ留意ヲ要スルモノナルコト

九 今次酒類販売価格ノ改訂ニ当リテハ相當重要事項ノ変更ヲ含ム居ルモノナルガ、早急実施ノ運ビト為リタル事情モアリタルヲ以テ、施行当初ニ於テハ關係業者ニ対シ適當ナル指導ヲ与ヘ施行ノ適美ヲ期セラレタキコト

(平12仙台204-1-2)

28 昭和18年6月 家庭用酒類の末端配給の件

聞一第七五六号

昭和十八年六月八日

東京財務局長印

税務署長殿

家庭用酒類ノ末端配給ニ關スル件

首標ノ件ニ關シ別紙ノ通照所所在地税務署長ニ指示致候条御了知置相成度

右通牒候也
聞一第七五五号

昭和十八年六月八日

東京財務局長

税務署長
家庭用酒類ノ末端配給ニ關スル件

首標ノ件ニ關シテハ地方庁ト協議ノ上夫々實行中ノコトト被存候ヘ共、六月分以降ノ配給ニ當リテハ別紙東京府内ニ於ケル家庭用酒類配給要領ヲ参考トシ、町会（部落会）隣組等ヲシテ受配者毎消費ノ実情ニ即応スル如ク配給セシメラレ度、尚一世帯当リ酒類ノ配給基準量ノ設定ニ付テハ左記御留意相成度

右通牒候也

追于七月分家庭用酒類ノ配給要領ニ付地方庁ト協議整ヒタルトキハ當該要領ヲ遲滞ナク申報相成度申添候

記

別紙要領ニ依ル一世帯当リ酒類ノ配給基準量ハ便宜東京府内一律トセシモ、県内ノ消費事情ニ顧ミ県内又ハ酒販組合地域内等ヲ市部、郡部又ハ市部（準ズルモノヲ含ム）、町部（準ズルモノヲ含ム）、村部（準ズルモノヲ含ム）等適当地域ニ区分シ、区分毎酒類ノ配給基準量ニ付差異ヲスルコトニ付テモ考慮スルコト

別紙

東京府内五月分家庭用酒類配給要領

一 五月分ノ配給酒類ハ清酒（合成清酒ヲ含ム）及麦酒トスルコト

二 各小売業者ニ付テハ三三依ル其ノ受持世帯數ニ応ズル所要量ノ酒類ヲ割当配給スルコト
三 配給スベキ酒類ハ小売業者ヲシテ左ノ基準ニ依リ改組前ノ各隣組毎ニ一括割配給ラ為サシムルコト

清酒、合成清酒

一世帯ニ付

五合

麦酒

"

三本（大瓶詰）

但シ第一級清酒（邊詰品）ニ付テハ販売会社ニ於ケル現在品ノ関係及消費ノ実情等ニ鑑み地域的ニ配給スルコトナル為メ小売業者全般ニ行渡ラザルモ、配給ヲ受クベキ小売業者ニハ大体十本乃至二十本程度ノ割当量トナルベキヲ以テ、一隣組一本宛ニ滿タザル場合又ハ端数アルトキハ抽籤ノ方法ニ依リ之ガ配給ヲ受クベキ隣組ヲ決定セシムルコト

四 第一級清酒（邊詰品）販売ニ付テハ壘壳ヲ為サシメザルコト

五 各隣組ニ於テハ三三依リ割当ラレタル酒類ヲ六及七ニ依リ原則トシテ成年男子ニ対シ配分スルコト、但シ世帯数ニ依リ配分マルモ妨ゲナキコト

六 各隣組ニ於テ各消費者ニ配分スル酒類ノ代替配給比率ハ清酒ヲ基準トシ、左ノ割合ニ依ルコト

清酒

二合

合成清酒

二合

麦酒

一本

一本

右ノ場合第一級清酒ノ配給アリタル隣組ニ在リテハ抽籤、其ノ他適當ナル方法ニ依リ各消費者ニ配分スルコト各隣組ニ於テ強飲者、弱飲者及非飲者ノ区分ヲ為シ得ルトキハ適當ナル標準ニ依リ差当リ割当ラ為スコトヲ得ルコト

八 各隣組ニ於テ各消費者ニ対スル酒類ノ配分方法ヲ決定シタルトキハ遲滞ナク別紙様式ニ依ル各消費者名、配分酒類ノ種類及数量ヲ記載シタル書類ヲ當該小売業者ニ送付セシムルコト

右ノ送付書類ノ備考欄ニ成年男子数ヲ記載セシムルコト

九 各消費者ハ配分セラレタル酒類ヲ各自当該小売業者ノ店舗ニ於テ直接購入スルコト、此ノ場合小売業者ハ八三ヨリ各隣組ヨリ送付ニ係ル書類ニ登載セラレタル消費者毎ノ配分酒類ノ数量ヲ當該者ノ捺印ヲ得タル上配給スルコト、尚清酒第一級酒ニ付テハ隣組員中ノ希望者ノ話合等ニヨリ受配代表者ヲ定メ購入セシムルコト
十 容器ノリンク制ニ十分考慮ヲ払フコト
十一 小売業者ハ右ノ要領ヲ店頭ニ掲示シ、尚隣組長ニ右ノ各項ノ要領ヲ口頭ニテ伝達シ之ニ協力アフルコト
〔様式〕

区町組

隣組員

印

組内

世帯

同上ノ成年男子

人

氏名

酒類ノ種類

受配數量

備考

成年男子

人

29 昭和18年10月 酒類販売業者配給受持世帯再登録等の件

(平19 東京 1450)

問一 第一四八五号

昭和十八年十月四日

東京財務局

税務署長

酒類販売業者配給受持世帯再登録等三闕スル件

首題ノ件三闕シ別紙ノ通往原税務署長ヨリ申報有之、右ハ配給統制実施上機耳ノ措置ト被認候付アバ可然關係團体等ヲ指導シ配給統制ノ万全ヲ期セラレ度参考ノ為

右通報候也

〔別紙〕

問第三十九号

昭和十八年九月十四日

桂原税務署長

酒類販売業者配給受持世帯再登録等三闕スル件

東京財務局長

家庭用酒類ノ配給方ニ闕シテハ屢次御通牒ノ御趣旨ニ基キ酒類販売業者ヲ指導監督シ、適切ナル配給ニ努力致シ居ル次第ニ有之候得共、近時酒類需給ノ逼迫化ニ伴ヒ、一般消費者側ニ於テモ不正ナル申告ヲ為シ以テ不当ナル配給ヲ受ケ居ルモノノ漸次増加スルノ傾向ニアリ、殊ニ大工場、大邸宅等ニ居住スル世帯ニ在リテハ町会長隣組長等ガ之等工場邸宅内ノ正確ナル調査ノ不可能ナルヲ奇貨トシ、甚シキハ隣組長ト相通ジ故ニ世帯數世帯人員等ヲ許リ、酒類ハ勿論其ノ他ノ物資ヲモ不当ニ發得シ之等ヲ他ノ物資トノ交換ノ用ニ供シ、一部ノ者ニ在リテハ不当ナル価格ヲ以テ窃ニ他ニ販売スル等相當惡質ナルモノ有之、卷聞酒類ノ配給ニ闕シ免角ノ風評アリ、之ヲ漫然放置スルニ於テハ配給統制ノ趣旨ニ悖ルノミナラズ、延テハ國民思想上ニ及ボス影響少ナカラズト思料セラルルヲ以テ、當署ニ於テハ今次家庭用品購入通牒ノ切替、集成切符再登録、九月一日ヲ機トシ、酒類販売業者ヲシテ嚴重ニ実地調査ノ上世帯及世帯員ノ登録ヲ為サシメ、以テ配給ノ適正ヲ期スベク指導監督致候処、其ノ成績左記ノ通ニシテ前月八月一日現在ニ比シ世帯數ニ於テ六四八、人員ニ於テ五、〇五一入減少ヲ示シ候

而シテ之ガ原因ヲ調査スルニ、時局ヲ認識セズ物資獲得ニ汲々タル口蓋ガ既ニ転居シタル世帯ニシテ之ガ届出ヲ為サザルモノノ登録等ヲ使用シ、又ハ工場内ノ世帯數ヲ過大ニ申告シ、或ハ二重ノ登録ヲ為ス等相當惡質ノ者多ク、且之等惡質者ノ多クハ下層階級ニアラズシテ中流以上ノ階級者ナル事実ハ誠ニ注目ヲ要スルモノト謂フベク、將來ニ於ケル酒類配給計画樹立上相当ノ考慮ヲ要スベキモノ可有之ト被存候条、為御参考

右申報候也

記

桂原区内ノ登録済世帯數並ニ世帯人員（酒類販売業者ノ調査ニ基クモノ）

| 現在高調査 年月日 | 世帯数 | 世帯人員数 | 摘要 | 要 |
|--------------|--------|---------|------------------|---|
| 一八・二・一 | 四二、五〇一 | 一八八、八一九 | 集成切符ニヨリ実際登録 | |
| 一八・三・一 | 四二、七五〇 | 一八九、七二〇 | 二月登録後異動ノミ加除シタルモノ | |
| 一八・四・一 | 四一、九二一 | 一九一、五四八 | | |
| 一八・五・一 | 四三、〇七二 | 一九二、七六一 | 月 | |
| 一八・六・一 | 四三、一五〇 | 一九二、五〇〇 | 月 | |
| 一八・七・一 | 四三、一九七 | 一九二、一一〇 | 月 | |
| 一八・八・一 | 四三、二二八 | 一九二、一六四 | 月 | |
| 一八・九・一 | 四二、五八〇 | 一八七、一一三 | 実地調査ニヨリ集成切符登録 | |

(平19東京1450)

30 昭和18年12月 昭和十八酒造年度清酒醸造指導方針の件

昭和十八年十二月二十四日 主秘第五ニ七号主税局長通牒

昭和十八酒造年度清酒醸造指導方針二閥スル件
首標ノ件ニ閑シテハ左記ニ依リ御実行相成度、此ノ段及通牒候也
追テ清酒ノ級別及規格ニ閑スル事項並ニ第一、二級清酒ノ計画生産ノ基本ト為ルベキ事項ニ付テハ各方面ニ及ボス
影響等ニ顧ミ、當分ノ内外部ニ對シテハ公表ヲ為サザルヤウ御配意相成度申添候

記

- 一 清酒ノ級別及規格
 - (1) 清酒ノ品質区分ハ第一級乃至第三級トシ、現行第四級ハ之ヲ廢止スル見込ナルコト
 - (2) 成分規格ハ大体現行ノモノニ依ル見込ナルモ、将来ニ於ケル情勢ノ推移如何ニ依リテハ原エキス分ヲ各一度程度低下スルコトアルベキコト
- 二 原料米ノ搗精歩合
 - (1) 現下諸般ノ状況ニ顧ミ精白技術ノ改善ト相俟チ可及的搗精歩合ノ低下ヲ図リツシ優良健全ノ増産ヲ期シ得ルヤウ之ヲ指摘スルコトゾ、搗精歩合ニ付テハ概ネ左ニ依ルコト
 - (1) 第一級計画生産清酒ニ付テハ搗精歩合ノ最高ヲ二割五分トシ、標準平均ヲ二割一分程度(前年二割三分程度)トスルコト
 - (2) 第二級計画生産清酒ニ付テハ搗精歩合ノ最高ヲ二割五分トシ、標準平均ヲ二割八分程度(前年二割程度)トスルコト
 - (3) 第三級清酒ニ付テハ搗精歩合ノ最高ヲ二割トシ、標準平均ヲ一割二分程度(前年一割三分程度)トスルコト、但シアルコール添加醪清酒ノ原料米ノ搗精歩合ニ付譲造ノ實際上特ニ必要アルトキハ標準平均一

割五分以下ニ於テ若干ノ増加ヲ認ムルモ妨ゲナキコト

- (4) 個々ノ搾精歩合ノ最低ハ、一割程度ニ止ムルコト
- (5) 第二級清酒（アルコール添加醸清酒ヲ除ク）ニ付醸造ノ安全ヲ保持スル等特別ノ事情ニ依リ特定ノ製造場ニ付平均搾精歩合ヲ一般標準ヨリモ幾分増加スルノ要アリト認ムル場合ニ於テモ、当該製造場ノ前年平均歩合ヨリ可及的ニ低下セシメタルモノニ依リ之ヲ承認スルコト

- (6) 米穀搾精等制限令ニ依ル例外許可ノ申請ニ付テハ前年同様ノ取扱ヲ為スコトナリ居レルヲ以テ、前各号ニ依リ定メタル搾精歩合ニ付税務署長ノ証明ヲ添付シテ地方庁ニ申請ヲ為サシメ、本醸造年度分ニ付包括的ニ許可ヲ受ケシムルコト

三 第一級計画生産清酒

- 〔一〕 本醸造年度ノ指定製造場及計画生産石数ハ別表一ノ通トスルコト

（決定要領ニ付テハ別紙計画生産方針参照）

- 〔二〕 計画生産ノ手続トシテハ酒造組合中央金会長ヨリ、指定製造場ニ付スル計画生産ノ指示ノ形式ニ依リ通知スルコト（本月二十五日頃通知ノ見込）

四 第二級計画生産清酒

- 〔一〕 第二級清酒ノ指定製造場及計画生産石数ハ別紙計画生産方針ニ基キ之ヲ決定スルコト
- 〔二〕 前号ノ決定ハ財務局指導ノ下ニ酒造組合聯合会之ヲ行フコト（計画生産ノ手續トシテハ酒造組合中央金会長ノ指示ニ依リ酒造組合聯合会会长ノ通報ニ基キ酒造組合理事長之ヲ通知スルコト）

昭和十八醸造年度第一級及第二級清酒計画生産方針

第一 第一級清酒

- 〔一〕 計画生産石数ヲ三五、〇〇〇石（總石数ノ約三・五%）トスルコト

- 〔二〕 製造場ノ選定ニ付テハ醸造技術ノ向上、共励ニ資スル為、成績ニ依リ若干ノ新陳代謝ヲ行フコトトシ、左ニ依ルコト

- 〔1〕 前年度指定製造場ニ付シテハ〔2〕ニ該当スルモノヲ除キ本年度ニ於テモ引続キ計画生産ノ指定ヲ為スコト

- 〔2〕 前年度指定製造場ニ付シテ前年度ノ認定率五〇%以下ハモヘニ付シテハ計画生産ノ指定ヲ為サザルコト、但シ前々年度ノ認定率ガ五〇%以上ノモノニ付シテハ特ニ本年度ニ限り計画生産ノ指定ヲ為スコト

- 〔3〕 前年度指定製造場ニ付サザルモ技術並ニ設備優秀ニシテ十分ノ靈活出荷能力ヲ有シ、且配給及輸送上適当ト認メラル製造場ニ付シテハ新ニ計画生産ノ指定ヲ為スコト

- 〔一〕 各製造場別計画生産石数ノ指定ニ當リテハ配給計画トノ照応ニ留意シ極力輸送量ノ減少ヲ企画シツシ、醸造ノ技術及設備ヲ參酌スルコトトシ、左ニ依ルコト

- 〔1〕 各製造場ノ指定期石数ハ當該製造場ノ本年度標準製造見込石数ニ付シ左ノ割合ヲ乗ジテ算出シタル石数及当該製造場ノ昨年度認定石数ノ六割ニ相当スル石数ノ合計石数ノ二分ノ一トスルコト

前三ヶ年ノ認定率平均八〇%以上ノモノ

三割

其ノ他

昨年度ノ認定率平均七〇%以上ノモノ

二割五分

（但シ北海道及宮城、岩手、福島、山形ノ各県内ノモノハ需給調整上一割五分トス）

同 五〇%以上ノモノ

一割

同 五〇%未満ノモノ及本年度新規製造場

一割五分

- (2) 右ニ依リ算出シタル石数方配給計画上尚不適当ト認メザルル左ノモノニ付テハ、左ニ依リ適當ナル調整ヲ行フコト

(イ) 岩手県内ノモノハ前年認定石数ノ六割ニ止ムルコト

(ロ) 北海道及石川ノ各道県内ノモノハ前年認定石数ニ止ムルコト

(ハ) 静岡、愛知、福岡、熊本及佐賀ノ各県内ノモノハ前年認定石数迄増加スルコト

第二 第二級清酒

一 計画生産石数ヲ一五〇、〇〇〇石(總石数ノ約一五%)トスルコト

二 製造場ノ選定ニ付テハ特殊ノ生産、消費地域ヲ除クノ外原則トシテ都道府県内自給自足ノ達成ヲ圖ルコトヲ主眼トシ、醸造ノ技術及設備ニ依リ若干ノ新陳代謝ヲ行フコトトシ、左ニ依ルコト

- (1) 先ツ前年度指定製造場中醸造成績優秀ニシテ壠詰出荷設備良好ナルモノヨリ選定スルコト
(2) 前年度指定製造場ト雖モ成績優秀ナラザルモノ或ハ壠詰出荷設備ノ不良ナルモノニ対シテハ指定ヲ為サザルコト
(3) 前年度指定製造場ニ非ザルモ(1)ニ掲タル条件ヲ具備スル製造場ニ対シテハ配給及輸送計画等ヲ勘案シ、当該都道府県自給上適當ト認メラル場合ニ限り新ニ選定ヲ為スコトヲ得ルコト
(4) 指定製造場ハ第二級清酒ヲ三〇石程度製造シ得ルモノタルコトヲ目途トスルコト
(5) 製造場数ハ昨年度ヨリ可及的減少セシムルコト

三 各製造場毎計画生産石数ノ指定ニ付テハ左ニ依ルコト

- (1) 都道府県別生産石数ハ原則トシテ当該地域内自給自足ノ方針ニ基キテ計画シタル別表二ノ指定石数ヲ由途トスルコム
(2) 製造場毎ノ指定石数ハ都道府県毎ニ適當ナル基準ヲ設ケ実情ニ応ジテ之ヲ定ムルコトトシ、他都道府県移出ノ分ト自地域内自給自足ノ分トノ製造場ノ配當ニ留意シツシ、輸送及配給ノ条件ヲ経トシ、醸造ノ技術及設備ヲ緯トリ、之ヲ綜合勘案シ適宜ヲ得ル「トニ努ムルコト」
(3) 製造場毎ノ石数指定ニ当リテハ第一級清酒及アルコール添加醪酒等ノ生産見込石数ヲ考慮スルコト尚今次清酒製造業整備ノ結果残存操業製造場者間ノ旧基本石数三対スル新基本石数ノ割合ハ整備事情ノ如何ニ依リ相当ノ相異ヲ生ジ居レルヲ以テ、計画生産石数ノ指定ニ当リテハ此等ノ事情ヲ考慮シ画一二隨シテ不適當ナル結果ヲ來スガ如キヤウ十分留意スルコト
四 指定製造場及各製造場毎計画生産石数ノ決定ハ本年中ニ之ヲ終了スル予定ヲ以テ急速ニ調査ヲ取進ムルコト

第三 醸造方針

第一級及第二級清酒ノ醸造ニ当リテハアルコール添加醪ノ方法ハ之ヲ認メザルコト

〔別表などは省略〕

昭和十九年四月二十八日

税務署御中

左ノ通知候也

国民酒場開設準備事務三閑スル件

首標ノ件ニ關シ、昨日當局會議室ニ於テ督視厅及關係業者團体代表者等ト協議ヲ為シタルニ其ノ要領別紙ノ通有之候条、右ヲ關係警察署ニ連絡相成度

別紙

国民酒場開設三閑スル準備事務打合要領

一 周知方法

(1) 要綱發表

財務局及警視厅ニ於テ新聞紙上ニ共同發表ヲ總スコト

(2) 酒場ノ開設披露

顧客ニ一見明瞭ナラシムル如ク店頭ニ（例ヘペ麹町第何号清酒国民酒場）ノ看板等ヲ掲示セシメ、且料金表ヲ貼付セシムルコト

料金表

清酒第三級一合当リ 七五銭

合成清酒第二級一合当リ 七五銭
焼酎一合当リ 六五銭

大壠詰麦酒（税込） 二、〇〇銭

生麦酒半立当リ 一、二〇銭

二 仕入方法

共販組合支部ノ割当通知ニ基キ現金ヲ以テ仕入ヲ為スコト

(1) 仕入先

清酒、合成清酒及焼酎ハ業務酒共販組合支部、麦酒ハ関東麦酒販売会社荷扱所（業務用麦酒共販組合ヨリ配給ノ委託ヲ受クルニ依ル）トスルコト

仕入代金ヲ支払フトキハ同時ニ売上代金ヲモ支払フコト、売上代金ハ簡易ニ三斗八升分ヲ支払ヒ、余剰金ハ料飲組合ノ指示ニ基キ処理スルコト

(2) 仕入数量ノ一定

一ヶ月分ヲ四回ニ分チ四分ノ一相当數量ヲ引取ルコト

(3) 開設当初仕入代金ノ負担者

第一回目ノ仕入代金ハ東京都酒類販売会社及関東麦酒販売会社ノ前貸トスルコト

三 販売方法

(1) 自由販売トシ切符制ニ依ラントストキハ關係官厅ノ指示アル場合ニ限ルコトトスルコト
(2) 酒類ノ販売額

酒類毎一人当り販売量ヲ左トシ、顧客ノ希望アルトキハ（ジマツ）物ヲ提供スルモ可トスルコト

清酒又ハ合成清酒

一合（燐付シタルモノ）

焼酎

一合

生麦酒

大燐詰

一本（冷シタルモノ）

〔 営業時間 〕

原則トシテ午後七時前後ヨリ販売開始ノ如ク所轄警察署ヨリ指示スルコト

〔 開設当初ノ指導 〕

接客業者ノ団体ニ於テ地区毎國民酒場ノ販売状況ヲ観察シ営業改善ノ方途ヲ講ズルコト

〔 開設遷延見込ノ酒場ノ処理 〕

酒場ノ開設ハ五月五日ヲ目途トシ、遷延見込ノ地域ニ付テハ便宜雜炊食堂ヲシテ取扱ハシメ、確定後ニ於テ当該場所ニ移転セシムルコト

〔 営業開始ニ伴フ団体ノ分担事務 〕

- 〔 東京都酒類販売会社ハ東京業務酒共販組合ニ対スル酒類出荷事務 〕
- 〔 関東麥酒販売会社ハ東京業務用麥酒共販組合ノ依託ヲ受ケ國民酒場ニ対スル麦酒ノ集荷及配給事務 〕
- 〔 東京業務酒共販組合ハ國民酒場ニ対スル割当及配給事務 〕
- 〔 東京業務用麥酒共販組合ハ國民酒場ニ対スル割当及配給ニ關スル斡旋事務 〕
- 〔 東京都業務酒販組合ハ東京業務酒共販組合及東京業務用麥酒共販組合ノ指導及接客業者ノ団体ニ対スル連絡機関ノ設置 〕

〔 絡事務 〕

- 〔 東京都酒販組合聯合会ハ以上各団体ノ統轄事務 〕
- 〔 東京都料理飲食業組合ハ國民酒場ノ設置及指導事務（警視厅又ハ警察署ノ指導ニ依ル） 〕

〔 連絡機関ノ設置 〕

料飲組合本部ト共販組合本部トノ連絡機関ヲ設置スルコト

〔 参考 〕

〔 一 麦酒ノ割当 〕

麦酒酒場ニ付テハ生麦酒等ノ設備等ノ關係ヲ考慮シ五月分ハ各酒場共燐詰麥酒ノ割当トナシタルコト
但シ生麦酒ノ設備アル酒場ニ付テハ生麦酒ヲ配給スルモ妨げナキコト

（平19東京1450）

32 昭和19年6月 国民酒場増設の件

昭和十九年六月七日

税務署御中

左ノ通知候也

国民酒場ノ増設並三六月分酒類ノ増加割当三關スル件

首標ノ件ニ關シ昨日當局會議室ニ關係業者団体代表者等ノ參集ヲ求メ本件並ニ生麦酒酒場開設ニ關シ、別紙ヲ説明シ

夫々協力ヲ求メ置候三付了知相成度

別紙 (昭和一九、六、六日)

生麦酒酒場開設三閑スル件

酒場ノ開設披露

清酒及麥酒酒場ノ例ニ倣フコト

二 仕入方法

共販組合支部ノ割当通知ニ基キ現金ヲ以テ仕入ヲ為スコト

但シ現物ハ吾媚橋工場又ハ西黒工場ヨリ引取ル

(一) 品代金ノ支払

仕入代金一立三付二〇〇錢ノ外納金一八錢ヲ払込ムコト

三 販売方法

丁 販売量 一人当り半立

丁 営業時間 清酒及麥酒酒場ノ例ニ倣フコト

丁 開設当初ノ指導 同上

四 其ノ他

(平19東京1450)

33 昭和十九年12月 昭和十九年酒造年度清酒醸造方針の件

藏稅第三二〇八号

昭和十九年十二月三十一日

酒造組合中央会長殿

昭和十九酒造年度清酒醸造方針ニ閑スル件

本月一八日付中發第九〇号ヲ以テ申請ニ係ル首標ノ件ハ申請ノ通本日承認相成候矣御了知相成度、尚本件中第一級清酒ノ計画生産ノ基本ト為ルベキ事項ニ付テハ諸般ノ事情ヲ顧ミ、當分ノ内関係者以外ニ対シテハ其ノ内容ヲア知セシメザルヤウ特ニ後醍醐相成度、此ノ段及通知候也

中秘第三二号

昭和十九年十二月二十四日

大蔵省主税局長

酒造組合中央会長殿

昭和十九酒造年度清酒醸造方針ニ閑スル件

本標ノ件ニ關シテハ別紙ノ通原案作成ノ上大蔵大臣ニ対シ之レガ指示承認申請中ノ處、昭和十九年十二月二十二日付ヲ以テ御承認ヲ得候条、右ニ依リ実行相成度、此ノ段及通牒候也

各都道府県酒造組合聯合会長殿

昭和十九年酒造年度清酒醸造方針ニ閑スル件

酒造組合中央会
会長 伊藤保平

首標ノ件ニ關シテハ別紙ノ通原案作成ノ上大蔵大臣ニ対シ之レガ指示承認申請中ノ處、昭和十九年十二月二十二日付ヲ以テ御承認ヲ得候条、右ニ依リ実行相成度、此ノ段及通牒候也

追テ第一級酒ノ指定ニ付テハ至急財務局ニ出頭ノ上御指示ヲ受ケ申満指示ヲ了セラルマウ御手配相成度尚本件ハ当分ノ内新聞発表ハ勿論外部三対シテハ絶対発表セザル様特ニ御留意相成度申添候

昭和十九酒造年度清酒醸造方針

一 清酒ノ級別及規格

- (一) 現行清酒ノ品質ニ依ル第一級乃至第三級ノ区分ハ改正セラレ、第一級及第一級ヲ併合シテ第一級ト為リ、第三級ハ第二級ト為ル見込ナルコト
- (二) 成分規格ハ第一級清酒ヲ現行第一級酒ノ規格アルコール分一六度、原エキス分三〇度トシ、第二級清酒ハ現行第三級酒ノ規格ノ中原エキス分ヲ〇・五度程度低下(アルコール分一五度原エキス分二七・五度)スル見込ナルコト

二 原料米ノ搗精歩合

- (一) 第一級計画生産清酒ノ搗精歩合ハ現行第二級酒ノ搗精歩合三依ルコトトシ最高ヲ二割五分、平均ヲ一割八分程度トスルコト
- (二) 第二級清酒ノ搗精歩合ハ現行第三級酒ノ搗精歩合ニ依ルコートシ最高ヲ二割、平均ヲ一割二分程度トスルコト、但シアルコール添加醪清酒ノ原料米ノ搗精歩合ニ付醸造ノ實際上特ニ必要アリト認ムルトキハ平均一割五分以下ニ於テ若干ノ増加ヲ認ムルモ妨ゲナキコト
- (三) 個々ノ搗精歩合ノ最低ハ一割程度ヲ目途トスルコト
- (四) 米穀搗精等制限令ニ依ル例外許可ノ申請ニ付テハ前年同様所轄税務署長ノ證明ヲ得テ地方庁ニ申請シ、本酒造年度分ニ付包括的ニ許可ヲ受クルコト

三 第一級計画生産清酒

- (一) 本酒造年度ノ第一級清酒ノ指定製造者及計画生産石数ノ決定ハ前年度第一級酒指定ニ津拠シ、財務局指導ノ下ニ酒造組合聯合会長之ヲ行フコト(計画生産ノ手続トシテハ酒造組合中央会会長ノ指示ニ依リ酒造組合聯合会会長ノ通報ニ基キ酒造組合理事長之ヲ通知スルコト)
- (二) 貴県ニ於ケル第一級清酒計画生産石数ハ左記ニ拠ルコト

第一級清酒計画生産石数

石

四 製造者ノ選定

- 前年度第一級酒指定製造者ニ対シテハ優先的ニ指定スルコトシ、前年度第二級酒指定製造者ニシテ技術並ニ設備優秀ニシテ輸出荷能力ヲ有シ、且配給及輸送上適當ト認メラル製造者ニ対シテモ之ガ指定ヲ為スコト、但シ各都道府県ニ於ケル本年度指定製造者數ハ前年度第一、二級酒指定製造者數ノ二分ノ一ヲ目途トスルコト
- スルコト
- 指定石数ノ決定

指定石数ハ「製造者ニ対シ」〇〇石以上ヲ目途トスルコト、前年度第一級酒指定者ニ対シテハ前年度第一級酒及第二級酒指定石数ヲ合計石数ヲ目途トシテ指定スルコトトシ、右指定石数ヲ都道府県別割当石数ヨリ控除シタル残石数ヲ前年度第二級酒製造者中ヨリ選定シタル指定製造者ニ割当シルコト

五 第一級清酒計画生産指定者報告

第一級清酒ノ生産者指定ヲアンタルトキハ直ニ別紙様式ニ依ル報告書ヲ本会宛提出スルコト

第一級清酒ニ対シテハアルコール添加ノ方法ハ之ヲ認メラレザルコト

昭和 年 月 日

県酒造組合聯合会長

酒造組合中央会長 殿
第一級清酒計画生産者指定済報告

| 酒 鉢 | 基 本 石 数 | 第 一 級 清 酒 指 定 石 数 | 製 造 場 所 在 | 氏 名 又 ハ 名 称 |
|-----|---------|----------------------|--------------|-------------|
| 計 | 石 | | | |

右及報告候也

(平12仙台204-2)

34 昭和20年4月 酒類の防衛疎開の件

昭和二十年四月三十日 間第三三六号本局通牒

酒類ノ防衛疎開ニ関スル件

酒類防衛上必要ノ措置トシテ之ガ分散貯蔵ヲ希望ノ向アルトキハ可及的ニ之ヲ容認スルコトトシ、右ノ外当該製造場ニ地下特設場等安全ナル蔵置場アルトキハ之ヲ利用蔵置セシメ、又ヘ特ニ危険地域ノ手続酒類ハ配給計画上ノ措置トシテ之ヲ優先庫出セシムル等、空襲等ノ被害ヲ最少限度ニ止メシムルヤウ実情ニ即シ適切ナル対策ヲ講ゼラレ度、尚酒類ノ分散貯蔵ニ付テハ左記ニ依リ関係業者ヲ可然指導相成度、右通牒候也

記

- 一 酒類ノ分散貯蔵ニ付テハ貯蔵中ノ品質保全ヲ考慮シ貯蔵先ノ設備規模等完備セル場所ヲ選定ノ上、之ヲ為サシムルコト
- 二 酒類ノ分散貯蔵ハ原酒ヲ以テ之ヲ為サシムルコト
- 三 酒類ノ分散貯蔵ノ実施ニ当リテハ配給上ノ便宜ヲ特ニ考慮スルコト
- 四 酒類ノ分散貯蔵ニ要スル費用ハ一応當該酒造業者ノ負担トスルモ、貯蔵先ガ爾後ノ出荷配給上、輸送、其ノ他有利ナル關係ニ在ルトキハ酒類販売株式会社等ノ御機関ノ支援ニ依リ、之ガ費用ノ一部ヲ分担セシムルヤウ実情ニ応ジ適切ナル指導ヲ為スコト
- 五 防衛上ノ措置トシテハ酒類ノ分散貯蔵ニ付テハ未納税移出ノ取扱ヲ為シ差支ナキコト
- 六 本件取扱ニ依リ未納税移出ヲ容認シタルトキハ其ノ事蹟ヲ速カニ当局ニ報告スルコト

(平12仙台204-3)

昭和二十年五月二十五日 藏税第八八四号主税局長通牒

罹災酒類業団体員救護措置二閲スル件

空襲ノ熾烈化ニ伴ヒ酒類小売業者等酒類業団体員中ニモ罹災者相当多数ヲ生ジ居ル情況ニ有之候處、此等罹災者ニ対スル酒類業団体トシテノ救援措置ニ關シテハ近ク全国酒販組合聯合会ニ於テ具体案ヲ協議決定ノ見込ナルモ、一般的ニハ関係各省ニ於テ左記ノ如ク夫々施設実施中ニ付関係者団体等ヲ指導シ、罹災団体員ニ對シ周知徹底セシムルト共、ニ、決戦下ノ配給業務等完遂上支障ヲ來スガ如キコトナキヤウ罹災団体員ノ救援措置ニ付遺憾ナキヲ期スルヤウ御配意相成度、此ノ段及通牒候也

記

一般的事項

避難動作、罹災証明書、罹災者ノ輸送^(マダ)、衣食住、身分關係及金融關係事項等罹災者ノ一般的ニ心得ベキ事項ニ付テハ新聞紙等ニモ掲載ノ如ク、四月二十七日付防空總本部ヨリ各地方庁ニ通牒セラレ居ルニ付、右ニ依リ周知ヲ圖ルコト

二 戰時災害保護法ニ基ク措置

厚生省所管トシテ別紙一ノ要領ノ如キ措置ヲ講シ居ルニ付関係地方庁ト連絡ヲ採リ法定ノ保護ヲ受ケシムルヤウ指導スルコト

三 財團法人恩賜財團戰災援護会ニ依ル救護

二二依ル法的援護ノ補充的措置トシテ財團法人恩賜財團戰災援護会ハシテ別紙二ノ要領ノ如キ法外措置ヲ講シ居ルニ付充分之ガ利用ヲ図ラシムルコト

四 戰時災害國稅減免法ニ依ル諸稅ノ輕減免除

輕減又ハ免除規定、納期及諸手続ノ特例等法令ノ周知徹底ヲ期スルト共ニ申告、申請ノ取扱メラ行ハシムル等關係団体ヲ指導督励スルコト

五 罹災転業者ノ資産引受ニ關スル措置

罹災中小商工業者等ニシテ転業セントスル者ノ營業用資産引受ニ關シテハ別紙三ノ通農商省總務局長ヨリ地方長官ニ付シ通牒シ居ルニ付、酒類小売業者ニ付テモ右ニ依リ國民更正金庫ノ利用ヲ図ラシムルヤウ指導斡旋スルコト

ト

別紙一

別紙一 戰時災害保護法ニ基ク措置

一 救助

戰時災害ニ罹リ現ニ応急救助ヲ必要トスル者ニ対スル左ノ救助ヲ考フ、救助ハ現物ヲ以テ為スラ原則トスルモ地方長官ノ必要ト認ムル場合ハ金錢ノ支給ヲ以テ為スコトヲ得
救助機関ハ特別ノ必要ナキ限り二月（仮設住宅ノ貸与ハ六月）ヲ限度トス

(一) 収容施設ノ供与

(1) 学校、公会堂、寺院、個人住宅等ノ非營利施設及旅館等ノ營利施設ニ収容シ、更ニ要スレハ仮設住宅

ヲ建設シ之ニ収容ス

- (2) 右ノ非營利施設ノ使用ニ当リテハ一人一日一円、同ジク營利施設ノ使用ニ当リテハ食費(一日三食)ヲ含ミ一人一日三円ヲ支拂フ

二 焚出及食品ノ給与

- (1) 焚出ハ概不罹災直後及^ノ被収容者ニ対シ、食品ノ給与ハ緣故先ニ避難シタル者ニ対シ之ヲ為ス
(2) 焚出及食品ノ給与ハ一日一人六〇銭ヲ限度トス

三 被服、寝具、其ノ他生活必需品ノ給与及貸与ハ左ノ金額ヲ限度トス

| 被服 | 寝具 | 生活必需品 |
|-----|-------|-------|
| 夏期 | 一人 | 八円 |
| 冬期 | 一人 | 二〇円 |
| 春秋期 | 一人 | 一四円 |
| | 又ハ一世帯 | 四五円 |

四 医療及助産

金錢ヲ以テ支給スルトキハ医療保護法ノ医療及助産ノ経費ニ連ジ点数計算ニヨリ一点単価一六銭ヲ限度トス

五 学用品ノ給与

国民学校教科書及学童一人二円五〇銭ヲ限度トシ文房具ヲ支給ス

六 埋葬

金錢ヲ以テ支給スルトキハ一人三〇円ヲ限度トス

七 其ノ他

罹災者ニ対シ縁故先迄ノ旅費ヲ支給スル等

二 扶助

戦時災害ニ因リ傷痍ヲ受ケ、疾病ニ罹リ、又ハ身体ニ障害ヲ來シタル者並ニ其ノ家族及死亡シタル者ノ遺族ニシテ生活困難ナルモノニ対シ、十年間ヲ限リ左ノ扶助ヲ為ス

一 生活扶助

旧六大都市ノ区域ニ於ケル一人世帯ノ者一人一日一円一〇銭ヲ最高トシ金錢ヲ支給ス

二 療養扶助

医療保護法ニ依ル医療ノ経費ヲ限度(点数計算ニヨリ一点一大銭)トシ医療ヲ施与ス

三 出産扶助

一人当経費二五円ヲ限度トシ助産ヲ施与ス

四 生糞扶助

一人当経費二〇〇円ヲ限度トシ資金、器具、資料ヲ給与若クハ貸与シ、又ハ一人一日八〇銭以内ノ金錢ヲ支給シ技能ノ修得ヲ為サシム

五 埋葬

扶助ヲ受クル者死亡シタルトキハ之ヲ埋葬シ又ハ埋葬ヲ為ス者ニ對シ一人三〇円ヲ限度トシテ埋葬費ヲ支給ス

三 紙与金ノ支給

丁 傷害給与金

戦時災害ニ因ル身体障害者ニ對シ七〇〇円乃至三五〇円ヲ支給ス

乙 遺族給与金

戦時災害ニ因ル死亡者ノ遺族ニ對シ五〇〇円ヲ支給ス

甲 特殊業務者給与金

業務ノ性質上戦時災害ニ因ル危険ヲ顧ミルコト能バシテ業務ニ從事スルコトヲ要スル者ガ従業中戦災ニ因リ傷痍ヲ受ケ疾病ニ罹リ又ハ死亡シタル場合、本人又ハ其ノ遺族ニ對シ療養給与金（実費）、傷害給与金（一、〇〇〇円乃至五〇〇円）、打切給与金（一、〇〇〇円）、遺族給与金（七〇〇円）及葬祭給与金（七〇円）ヲ支給ス

丙 住宅給与金

戦時災害ニ因リ住宅（水上生活者ノ新住用舟ヲ含ム）ノ滅失又ハ毀損アリタル場合ハ、五〇〇円ヲ限度トシ概ネ賃貸価格ヲ基準トシテ住宅給与金ヲ支給ス

丁 家財給与金

戦時災害ニ因リ家財ノ滅失又ハ毀損アリタル場合ハ五〇〇円ヲ限度トシ概不世帯人員等ニ応シ家財給与金ヲ支給ス

（平12仙台204-2）

36 昭和20年10月 進駐軍に対する酒類配給取扱方の件

昭和二十年十月十二日 間第八四八号本局通牒

進駐軍ニ対スル酒類配給ノ取扱方ニ關スル件

進駐軍ニ対スル酒類ノ配給ニ關シテハ關係取扱機關ノ流通経路ヲ經テ実施致シ居ル次第ニ有之候處、進駐部隊員ニシテ進駐部隊用トハ別個ニ其ノ需用ニ充ツル為、右關係取扱機關トハ關係ナク直接酒造業者ニ對シ酒類ノ販売方ヲ要求スル向モ有之、斯くてハ之ヲ拒絶シ得ザル場合モ有之哉ニ被存候案、右ニ關シテハ正規ニ進駐部隊用ヨリ之ガ取得ヲ為サシムル以外ハ個別的販売ヲ為シ得ザル経緯事情ヲ極力説明了解ヲ得ルニ努ムルコトトスルモ、其ノ要求数量極メテ少量ニシテ真ニ已ムラ得ザルモノト認メタル場合ニ限り、左記ニ依リ個別的販売ヲ認ムルコトニ取扱相成度、右及通牒候也

追テ右販売數量ニ關シテハ之ガ販売実績ヲ基調トシテ別枠ヲ以テ所要石数ノ割当ヲス見込ナルモ、詳細ハ別途通牒可致候ニ付申添候

記

一 個別の販売ハ真ニ已ムラ得ザル場合ノ外極力之ヲ為サシメダル様酒造業者ヲ指導スルコト

二 四合壇詰其ノ他適當ナル小型容器ニ依リ販売ヲ為スコトニ于ク考慮手配シ置クコト

三 販売価格ニ付テハ公定価格ニ依ルコトトシ、不当ナル利益ヲ得ルガ如キ暴利行為的販売ハ為サザルコト、尚公定

価格ノ設定ナキ小型容器詰ノ販売ニ付テハ中味販売ノ価格ニ依リ（容器代ヘ別トス）販売スルコト
四 少量ニシテ然カモ特定数量ニ限り酒造業者ニ於テ臨機ノ処理トシテ之ガ販売ラ許容シ、一ヶ月分ノ販売実績ヲ取
總メ報告セシメルガ如ク簡便ナル措置ヲ講ズルモ妨ナキコト

五 進駐部隊員ニ対スル個別の販売ノ許容ヲ奇貨トシ之ヲ他ノ用途ニ対スル販売又ハ彼此通用スルガ如キコトナキ様、
不取締ニ流レザルコト

六 酒類販賣業者ニ付テモ右ノ例ニ進ジ取扱フコト

（平12仙台204—3）

37 昭和20年10月 昭和二十酒造年度酒類生産方針の件

昭和二十年十月十九日 主税第四二七号主税局長通牒

昭和二十酒造年度酒類生産方針ニ閲スル件

首標ノ件ニ閲シテハ幾ニ開催セラレタル間税部長及鑑定部長会議ノ際御協議致候處、其ノ後別紙一ノ通大藏、農林
兩次官ノ覺書交換ニ依リ酒類ノ主要料確定致候事、別紙二ノ通生産方針ヲ決定シ、右方針ニ基キ別紙三ノ生産目標ヲ
樹立致候ニ付テハ右御了知ノ上、関係業者ヲ可然御指導相成度、此ノ段及通牒致候也
追テ各酒類別原料ノ割当、昭和二十酒造年度清酒醸造指導方針及酒造免許又ハ増石容認ノ取扱ニ閲シテハ別途通牒
ノ見込ニ有之候条申添候
別紙一

覚 書

昭和二十一年米穀年度ニ於ケル酒造用米穀及昭和二十麥年度ニ於ケル麦酒用大麥等ニ閲シテハ左記ノ通決定スルモノト
ス

昭和二十一年十月五日

大藏次官 山添正道
農林次官 重政誠之

記

- 一 昭和二十一年米穀年度ニ於ケル酒造用米穀ハ八十五万石 酒造用甘諸ハ八千五百万石程度トスルコト
- 二 右二伴ヒ酒類（清酒換算）三十万石ハ農林產物ノ增産獎励、供出促進並ニ輸送増強用トシテ特配スルコト
- 三 前号ノ特配用酒類ノ配給ハ一般ノ酒類配給系統ニ依ルコトニスルモ其ノ時期、方法等ニ付テハ農林省ニ於テ大藏
省ト協議ノ上決定スルコト、但シ内五万石ハ農林省又農林省ノ指定スル機關ヲシテ配給先及配給數量等ヲ決定シ
又ハ決定セシムルコト
- 四 昭和二十麦年度ニ於ケル麦酒用大麦ハ三十五万石トスルコト
- 五 酒造用雜原料ニ付テハ別途決定スルコト
- 六 農山漁村ニ付スル從來ノ特配ハ第一号ノ特配以外ニ之ヲ為スコト
別紙一

一 昭和二十酒造年度酒類生産方針
一 昭和二十酒造年度酒類ノ主要原料ハ前酒造年度程度ノ割当ヲ受クルコトニ決定シタル外、燃料事情モ終戦ニ伴ヒ

好転ノ見込アルノミナラズ、輸送状態モ亦逐次恢復シツツアルヲ以テ、本酒造年度ニ於テハ此等原燃料等ノ有効利用ニ依リ極力酒類生産量ノ増加ヲ図ルコト

二 各酒類ノ生産ハ左ニ依ルコト

一 清酒 前年度ト同様他ノ酒通ノ原料米ノ使用量ヲ可及的ニ節約シ、仍テ得タル数量ヲ總チ清酒ニ使用スルトシ、之ニ酒類工場タリシ燃料アルコール工場ヨリ搬ニ酒類工場ニ復帰セル連続式蒸餾機設置工場ノ全能力ヲ盡ゲテ増産ニ努力セシムルト共ニ、職災工場ノ復旧ヲ可及的ニ促進セシメ、復旧完了ノ工場ヨリ順次原燃料等ヲ割当シルコトスルコト

二 合成清酒 前年度三比シ甘藷多ク割当シルト共ニ松下アルコールヲ相当量使用スルヤウ努力セシムルコト

三 濁酒 本酒造年度ニ於テハ米ノ割当ヲ停止スルコト

四 白酒 前年度ト同様米ノ割当ヲ停止スルコト

五 味淋 本味淋及直シ味淋共前年度程度ノ製造ヲ為サシムルコト

六 烧酎 新式焼酎ニ付テハ甘藷割当量ノ増加及松下アルコールノ数量ニ応ジ其ノ増産ヲ図ルコトトシ、旧式焼酎ニ付テハ前年度程度ノ製造ヲ行フコト、尚民間アルコール工場ニ於ケル製造余力及手持原料ヲ利用スルコトヲ考慮スルコト

七 麦酒 米ノ使用ハ前年度ト同様之ヲ停止スルモ、大麦及穀粉ニ付テハ前年度ニ比シ相當量ノ増加割当ヲ受けタルヲ以テ、工場生产能力ヲ最高度ニ活用シテ極力麥酒ノ増産ヲ図ルコト

八 果実酒 果実ノ需給状況ヲ考慮シツツ可及的多量ノ生産ヲ図ルコト、但シ果実日本酒ノ製造ハ之ヲ為サシメザルコト

九 雜酒 本格ウヰスキーノ及本格ブランデー等ノ製造数量ハ可及的ニ之ヲ增加スルト共ニ、アルコール又ハ高度焼酎ヲ原料トスルウヰスキーノ原料、燃料及設備能力等ノ許ス限り極力之ヲ増産スルコト、尚諸資材入手等ノ關係上ウヰスキーノ製造困難ナルトキハ之ヲ焼酎等ノ製造ニ転換セシムルカト

三 酒類ノ原料ニ付テハ米、甘藷等ノ外商工省燃料局ヨリアルコールノ松下ヲ受ケ得ル見込立チタルヲ以テ、本酒造年度ニ於テハ之ヲ先ツ清酒ノ醪添加用及アルコール混和用ニ使用シ、更ニ雜酒、合成清酒及燒酎等順次重要性多キモノニ之ヲ充當セシメ、極力酒類ノ増産ヲ図ルコト

別表三〔省略〕

(平12仙台204-1-2)

38 昭和22年7月 家庭用酒の配給実績解消の件

閣一第八九九号

昭和二十二年七月二十四日

東京財務局長印

家庭用酒の配給実績解消措置について
税務署長殿

標題について別紙の通り主税局長より通牒があつたから右了知の上、各税務署に於いては小売実蹟石数又は配給世帯数の算定について当業者及び関係組合と緊密なる連絡の上裏行の適正を図り、別紙三の様式により酒販組合より報告を徵し、地方庁所在地税務署（東京都を除く）にありては都道府県酒販組合联合会をして別紙一、三の様式により解消金配分額末を当局に報告するよう指導願いたい。

別紙

昭和二十一年七月一日付蔵税第一九〇四号主税局長通牒

家庭用酒の配給実蹟解消措置について

今回全国酒販組合連合会においては標題について別紙一の如き酒類小売業者の配給実蹟解消措置要綱を策定し、酒販組合中央金を通じ同出があつたが、右は適当と認められるので別紙二の通り処理して差支えない旨酒販組合中央金に通達しておいたから、左記に御留意のうえ当業者及び関係組合を御指導されたい。

記

- 一 この要綱により実蹟解消の対象は、家庭用の清酒、合成清酒及び焼酎の小売配給実蹟石数とし、これらを有する小売業者に対してその実蹟を基礎として歩戻するにしたじと。従いて基準酒量により実蹟を統一したといふにあつては基準酒量により歩戻するも差支えないと。
- 二 この実蹟解消の資金は特別配給用酒（清酒、合成清酒及び焼酎）の特配により生じた販売差益金を使用するもので、歩戻の形式によること。
- 三 各都道府県との配分額の決定は補正整備又は戦災等のため小売配給実蹟石数が全国的に不明のため、昭和十九年三月末日現在における配給担当世帯数を基準とし、その世帯数一世帯について六円と定め第一回分としてその半額を歩戻することとしたじ。

半額を歩戻することとしたじ。

四 単位酒販組合及び小売業者に対する配分額の決定は原則として小売配給実蹟石数（清酒、合成清酒及び焼酎）によるものゝ、実蹟石数の不明のものについては配給担当世帯数によつても差支えないと。

五 小売業者に対する配分額の決定に当つては、要綱六の4による実蹟解消措置委員会を活用して民主的公正な決定をなし、その結果を公表させる等について後日業者間に紛争を生じないよう特に注意するじ。

別紙二

蔵税第一九〇四号

昭和二十一年七月十一日

酒販組合中央金会長 黒田英雄殿

家庭用酒の配給実蹟措置について

六月二十四日付酒販由第八六号で同出になつた標題については適切と認められるから同出の通り処理して差支えないと。なお各財務局長に対して別紙の通り通達しておいたから御了知のうえ、貴会員及びその下部組織等をして財務局及び税務署に緊密な連絡を採らせるよう指導されたい。

別紙一

酒販中第八六号

昭和二十一年六月二十四日

酒販組合中央会会長 黒田英雄

大蔵省主税局長 前尾繁三郎

大蔵省主税局長 前尾繁三郎殿

家庭用酒の配給実蹟解消措置について

標題について別紙の通り全国酒販組合連合会々長から同出がありましたので検討致しましたといふ、適切の措置と思ひますから御承認していただきたまくお願ひ致します。

別紙

酒類小売業の配給実蹟解消措置要綱

この措置は酒類小売業者の有する家庭用酒の配給実蹟を解消する」とより小売業者の事業活動の改良発達を図るにとづく。

- 一 全国酒販組合連合会は一の目的達成のため次の方法により実蹟解消金の配分をなすこととする。
 - 1 実蹟の解消は家庭用として清酒、合成清酒及び焼酎の配給実蹟を有してゐる小売業者に対してこれを実施する」とハ、その基準は配給担当世帯数一世帯について金六円を日途とする」と。
前項の基準は昭和十三酒造年度業務用以外の酒類消費高により別紙の通り算定したる」と。
 - 2 前号の配給担当世帯数は酒販組合に対する昭和十八年度後期分國庫交付金の対象戸数（昭和十九年三月末日現在）による」と。
 - 3 実蹟の解消資金については昭和二十一年三月終余の決算に因りて、特別配給用酒（清酒、合成清酒及び焼酎）の特配により生じた販売差益金の歩戻金を以てこれに当てる」と。
 - 4 さきに戦災等のため配給担当世帯の滅失に対する共助金については、〔〕の解消金を配分するとき、これを調整する」と。

- 三 全国酒販組合連合会は特別配給用酒販売差益金歩戻処理要綱に基いて別途に実蹟解消のため歩戻金配分計画を都道府県」として策定し、酒販組合中央会を通じ大蔵省主税局の承認を受ける」とする。
- 四 酒販組合中央会の承認を受けたときは、全国酒販組合連合会に対し実行方たりて必要な事項を指示し、全国的の運営を識する」とする。
- 五 都道府県酒販組合連合会は全国酒販組合連合会の指示に従い酒販組合」との配分の基準及び配分額についてその公正を期するため、これを総会に諮り各酒販組合に配分する」とする。
前項の実施については財務局の指導を受ける」とする。
- 六 酒販組合は実蹟解消のため酒販組合連合会から配分された解消金を次の方法により各小売業者に対し速かに分配するものとする。
 - 1 昭和十八小売業整備又はその後の補正整備若しくはあらたに商業の開始又は譲り受け等により小売実蹟石数を有し、実蹟解消金分配の際現に酒類販売業の免許を有する者に対し歩戻をなすこと。
 - 2 前項の配分実蹟は原則トシテ昭和十九年三月末日現在における昭和十八年の小売業整備及びその後の補正整備による小売実蹟石数を基準とし、その後に於いて酒販組合の斡旋により正当に異動せる実蹟を調整したるものによる」と。
 - 3 戰災その他により前項の小売実蹟の不明のものは昭和十九年三月末日現在における配給担当世帯数を基準として、その後における酒販組合の斡旋により正当に異動せる世帯を調整したものによる」とがやきむ。この場合においては人口の増加による実蹟の伴わない担当世帯数は対象としない」と。
 - 4 各小売業者との小売実蹟石数又は配給担当世帯数の算定についてはその公正を期するため、所轄税務署と

協議のうえ組合員中より適任者を詮衡し、実蹟解消指揮委員会（仮称）を組織して実行の適正を図ること。

前各号の実施については、所轄税務署の指導を受けることとする。

七 小売業者との実蹟解消の基準並びにその解消金については別に定むる様式の帳簿に明瞭に記載し、これを利害関係人の閲覧に供することとする。

別紙・様式〔省略〕

(平19東京1452)

39 昭和22年8月 自由登録制実施の件

問一 第九五六号

昭和二十二年八月一日

東京財務局長・印

税務署長殿

自由登録制の実施について
標題について別紙通り主税局長より通牒があつたから右の如きの上、関係地方庁と緊密なる連絡をとると共に関係業者及びその組合等をしかるべき指導されたい。

別紙

昭和二十二年七月二十五日付蔵税第二〇五九号主税局長通牒

自由登録制の実施について

七月十一日付蔵税第一九〇四号（註七月二十四日付問一第八九九号本局長参照）で通達した「家庭用酒の配給実蹟解消措置について」の実施に伴い実績配給を行う必要がなくなりつゝあり、且つ近く実施せられる酒類配給規則制定の準備のためもあるので、消費者の自由意思を尊重し、而も小売業者の公正な競争を促進させる等のため、今回全国的に家庭用酒の購入者の購入店舗元の自由登録を実施することにしたから、左記により関係地方庁と緊密な連絡をとりと共に関係業者及びその組合等をしかるべき指導されたい。

なお現在すでに自由登録制を実施している地方にあっては改めてこれを実施する必要はないから申添える。

記

一 自由登録制とは、消費者が自己の自由意思によって、最適とする小売業者を選定しこれに家庭用酒を購入する」とを予め登録（購入の予約）する」とをいふものである」と。

二 この自由登録は家庭用酒についてのみ行うものとする」と。

三 小売業者の自由登録受けの区域（道業区域）は、行政区画である市町村（区制のある市にあっては区又は区長以下同じ）単位とする」と。（即ちその区域内に住居を有する消費者は、その区域内にある酒類小売業者であれば、何所でも自由に登録できる」と）

現に自由登録制を実施している地方においては、その区域で可なる」と（改めて区域を変更する」」となればしない」と）。

四 この登録の受付は現に営業している小売業者は勿論、休業中の小売業者（現に免許を有する者である」と）であつて店舗、容器等を整備して復活申請を所轄税務署に提出し、税務署長において店舗、容器、その他の設備又は酒

税保全上の見地等から復活せらるゝことを適當と認めた者は、これをなし得るゝこと。但し、販売業の免許を有する製造者又は卸売業者は、現に小売業を営んでいる場合を除いてはなるべくこれが復活を認めないとする。

転売業者等に対する新規免許（昭和二十一年十月十三日付蘇通第一九二一号で通達した「酒類業小売業者の復活措置について」中左記による）の継承者に対する新規免許を除く）については、近く実施する酒類配給規則制定の際、これ考慮する。

六 登録する必要な登録票等については、従来から使用している家庭用品購入通帳又は切符を使用する等の方法によること、できる限り用紙及び印刷の節約を図るとともなるべく簡易な方法を探ること。但し、これがの通牒又は切符等を使用していない地方においては、酒販組合に登録票を印刷させる等の措置を講ずること。

七 この自由登録制の実施については、地方庁又は市町村長等と緊密な連絡をとり、苟くも不公正な競争を招來し又は業者間の紛争或は他府との間に摩擦を生じないよう、一段と留意すること。なお、これが実施については酒販組合等を活用しても差し支えないが、具体的な計画は財務局又は税務署において樹立すること。

八 この自由登録制は大体八月末日までに一応完了する」として、九月からの配給にあたりては、これによること。

（平19東京1452）

40 昭和23年3月 酒類配給規則

大蔵省令第三十二号（官報号外）

臨時物資需給調整法第一条の規定に基き、指定配給物資配給手続規程に従い、酒類配給規則を次のように定める。

昭和二十一年三月廿一日

大蔵大臣 北村徳太郎

酒類配給規則

第一条 この省令で、消費者とは、酒類を自己の生活上又は業務上消費する者を、小売業者とは、酒類販売業の免許を有し、第二条第一項の規定により登録を受けた者で、酒類を消費者に直接販売することを業とするものを、卸売業者とは、酒類配給公団法に基づき設立された酒類配給公団を、製造者とは、酒類製造の免許を有する者で、酒類の製造を行うものをいう。

この省令で、配給割当公文書とは、左に掲げるものをいう。

- 一 消費者が、小売業者から酒類を購入するために、消費者に対して発給される購入切符。
- 二 小売業者が、卸売業者から酒類を購入するために、小売業者に対して発給される購入割当証明書

前項第一号の購入切符は、予約券と引換券とからなる。

第一条 酒類の小売業を営もうとする者は、販売場所所轄税務署に申請し、営業の登録を受けなければならない。

税務署長は、前項の登録を受けた者の販売場の位置及び氏名又は名称を公表しなければならない。

小売業者は、税務署長の交付する登録表を保存し、登録番号その他税務署長の指示する事項を、店頭、その他見易い場所に表示しなければならない。

第一項の登録の有効期間は、当該小売業者が登録を受けた日から一箇年とする。但し、天災等に因り、第五項の規定による登録の更新を受けることが不可能な場合においては、税務署長は、期間を定めてこれを延長することができる。

小売業者が登録期間満了の際、引き続き小売業を営むこととする場合には、第一項の登録の更新を受けなければならぬ。

第三条 前項第一項の規定による登録を受けようとする者は、販売場一箇所(以下「登録予定日」)に、左に掲げる事項を記載した申請書を、登録予定日の五日前までに販売場所管税務署に提出しなければならない。

一 申請者の住所及び氏名又は名称

二 販売場の位置

三 申請者が第四条第一項の規定により消費者から受け付けた購入切符の予約券(以下「予約券」という)の数前項の申請書には、第四条第一項の規定により消費者から受け付けた予約券を添付しなければならない。

第一項の登録予定日は、税務署長が、これを定める。

第四条 前条第一項の規定により申請しようとする者は、登録予定日の十五日前より十日前までの間に、消費者から予約券を受け付けなければならない。

前項の規定により予約券を受け付けようとする者は、登録予定日の二十日前までにその販売場の位置、住所及び氏名又は名称を所轄税務署に申告しなければならない。

税務署長は、前項の申告者が昭和二十年九月一日以後酒税法又は物価統制令に違反して処罰又は処分を受けた者であるときは、当該申告者が消費者から予約券を受け付けることを禁止することができる。この場合においては、税務署長は、登録予定日の十八日前までに、当該申告者に対し、その旨の通知を発しなければならない。

税務署長は、前項の規定により予約券の受付を禁止した者を除き、第二項に規定する申告者の販売場の位置及び氏名又は名称を、登録予定日の十八日前までに公表しなければならない。

第五条 税務署長は、登録予定日並びに第三条第一項の申請書の提出、同条第一項の受付、同条第一項の申告、同条第三項の通知発送及び同条第四項の公表の各最終期日の一覧表を作成して、登録予定日の三十日前までに公表しなければならない。

第六条 税務署長は、第三条第一項の規定に依る申請があつたときは、同項第三号の予約券の数の最も多い者から順

次、予め公表する一定地域における小売業者の定数に達するまで當業の登録を同一日付でなし、且つ、登録票を登録を受けた者に交付しなければならぬ。

前項の場合において、予約券の数が同じであるときには、税務署長が公正にべじてその順位を定める。

第一項の規定による登録を受けた消費者は、それを以て當業の登録を受けた他の小売業者に購入の予約をすることができない。

税務署長は、第一項の場合において当該申請者が、買収、その他不正行為により、予約券を受け付けた者であるときは、その登録を拒むことができる。

第一項の一定地域における小売業者の定数は、当該地域において昭和二十三年一月一日現在酒類の小売業を営んで居る者の数を下らない範囲内において、税務署長が、これを定める。

第七条 配給割当公文書は、税務署長が、これを発給する。但し、購入切符は、大蔵大臣及び財務局長も、またこれを発給することができる。

発給割当公文書の様式、その他必要な事項は、大蔵大臣が、これを定める。

第八条 購入切符は、經濟安定本部総務長官の承認を受けて大蔵大臣の定める基準配給数量に基いて、これを発給する。

購入割当証明書は、小売業者が消費者から受け取つた予約券と引換に、且つ、これに相応する数量を記載して、これを発給する。但し、酒税法第二十七条规定する酒類（以下特別価格酒といふ）の購入割当証明書については、当該小売業者が消費者から受け取つた家庭用酒類の予約券の数を基準として、これを発給する。

前項の場合において、当該小売業者が酒類（特別価格酒を除く）を所持するときは、その数量を購入割当証明書に記載すべき数量から控除しなければならない。但し、その酒類が、予約券により予約を受け、購入切符の引換券（以下引換券といふ）と引換に消費者に譲り渡さなければならないものであるときは、この限りではない。

第九条 購入切符の交付を受けた消費者が、酒類を購入しようとするときは、購入切符の記載するところに従い、その予約券により小売業者に購入予約の申込をしなければならない。

小売業者が、購入割当証明書の交付を受けようとするときは、前項の規定により消費者から受け取つた予約券を、所轄税務署に提出しなければならない。この場合において、当該小売業者が酒類（特別価格酒を除く）を所持するときは、その種類及び数量を所轄税務署に申告しなければならない。

第十条 小売業者は、大蔵大臣の指定する用途に供するため、緊急已むを得ない場合においては、購入割当証明書に代えて消費者から受け取つた予約券により卸売業者から酒類の引渡しを求めることができる。

第十一条 製造者は、その製造したすべての酒類を卸売業者に譲り渡さなければならない。但し、大蔵大臣の定める数量の範囲内において、酒質検査及び分析の用に供するため大蔵大臣の定める試験場又は研究所に譲り渡すもの及び当該製造者の製造場及び事務所に勤務する職員及び労務者の用に供するためこれらの者に譲り渡すものにつ

き税務署長の承認を受けた場合並びに連合軍が発給する購入命令書と引換に酒類を連合軍に譲り渡す場合においては、この限りでない。

第十二条 小売業者及び卸売業者は、配給割当公文書の記載するところに従い、且つ、配給割当公文書（購入切符については、その引換券、但し、第十条に規定する場合においては予約券）と引き換えるのでなければ、酒類を他に譲り渡し、又は他から譲り受けはならない。但し、左の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

- 一 卸売業者が、酒類を譲り受けるとき
- 二 連合軍がその発給する購入命令書により、卸売業者から支酒を購入するとき
- 三 廃業、休業、營業登録の取消又は不更新、その他口ひを得ない事由に因り、税務署長の承認又は指示を要け、小売業者が、酒類を他の小売業者に譲り渡し、又は他の小売業者から譲り受けるとき
- 四 税務署長が、天災事変に因り、配給割当公文書と引換に酒類を譲り渡し、又は譲り受けることを不可能と認めて指示したとき
- 五 消費者が、特別価格酒を小売業者から譲り受けるとき

第十三条 販売の目的を以つて酒類を所持する小売業者及び卸売業者は、配給割当公文書（購入切符についてはその引換券、但し、第十条に規定する場合においては予約券）と引換に統制額で、且つ、公正条件で、酒類の購入の申込があつたときは、第十六条第二項の規定により出荷を命ぜられた場合において譲渡の余裕のないときでなければ、その販売を拒んではならない。前条但書の場合において、統制額で、且つ、公正条件で、酒類の購入の申込があつたときは、また同様とする。

前項の請求をした者が、その請求を拒まれたときは、その旨を税務署長に申し出ることができる。

前項の申出があつたときは、税務署長は一箇月以内に事實を調査し、その申出が正当である場合においては、当該小売業者又は卸売業者に対して、販売を命じなければならない。

前項の場合において、税務署長が一箇月以内に販売の命令をしなかつたときは、税務署長は当該小売業者又は卸売業者に対して当該命令をしたものとみなす。

第十四条 配給割当公文書は、これを他に譲り渡し、又は他から譲り受けではならない。

第十五条 大蔵大臣は、経済安定本部総務長官の承認を受け、消費部門別に基準配給数量を決定する。

前項の基準配給数量及び消費者数を基礎として、大蔵大臣は、財務局管轄区域別に消費者部門別、種類別配給割当数量を、財務局長は、税務署管轄区域別に消費部門別、種類別配給割当数量を、税務署長は、細地別又は個別に消費部門別、種類別配給割当数量を決定する。

大蔵大臣及び財務局長は、必要があると認めるときは、経済安定本部総務長官の承認を受け、前項の配給割当数量の外に、個別当該数量を決定することができる。

第十六条 大蔵大臣は、酒類の適正な配給を確保するため、又は需給調整上必要があると認めるときは、経済安定本部総務長官の承認を受け、財務局長又は税務署長をして、配給割当公文書による購入について、購入すべき地域又は取引段階を制限させることができ。

大蔵大臣は、特に必要があると認めるときは、経済安定本部総務長官の承認を受け、財務局長又は税務署長をして、小売業者、卸売業者又は製造者に対して、酒類の種類、数量、時期、地域及び用途を指定して、酒類の出荷を命令させることができる。この場合においては、第十二条但書の規定を準用する。

第十七条 小売業者及び卸売業者は、酒類と引き換えた配給割当公文書を、翌月十日までに、販売場所管轄税務署長の

発給したものについては当該税務署、その他の官庁の発給したものについては販売場所管轄税務署を経て当該官署に提出しなければならない。

第十八条 小売業者及び卸売業者は、販売する日に所持する酒類の種類、級別、銘柄、価格、数量及び用途を、店頭、その他見易い場所に表示しなければならない。

第十九条 税務署長は、小売業者がこの省令、酒税法又は物価統制令に違反して处罚又は処分を受けたときは、その登録を取り消し、又は期間を限り予約券により購入予約の申込を受けることを禁止することができる。

第二十条 税務署長は、小売業者が左の各号の一に該当する場合においては、当該小売業者の所持する酒類（予約券により予約を受け、引換券と引き換えに消費者に譲り渡さなければならない酒類を除く）を他の小売業者又は卸売業者に対して譲り渡すことを命じ、又は当該小売業者に対してなした購入割当証明書の発給を取り消すことができる。この場合において、購入割当証明書の発給を取り消したときは、当該購入割当証明書の発給の基礎となつた予約券を当該小売業者に返還しなければならない。

- 一 小売業者が登録の更新を受けなかつたとき
- 二 小売業者が廃業又は休業したとき
- 三 小売業者が前条の規定により登録を取り消されたとき

小売業者が前項各号の一に該当する場合においては、予約券により予約を受け、引換券と引き換えに消費者に譲り渡さなければならない酒類を所持するときは、当該酒類の販売については、なおこの省令中小売業者に関する規定を適用する。

小売業者が、第一項各号の一に該当する場合において、現に所持する予約券及び第一項の規定により返還を受

けた予約券は、これを当該予約券により購入予約の申込をした消費者に速かに返還しなければならない。

前項の規定により予約券の返還を受けた消費者は、それを以て他の小売業者に購入の予約をすることができる。

第二十一条 左に掲げる者は、その処分を受けた日（第一号の者については、第六条第一項の規定による登録の日）から十日以内に財務局長に対し、文書で不服の申立をすることができる。

一 第四条第三項の規定により予約券の受付を禁止された者

二 第六条第一項の規定により、営業の登録を拒まれた者

三 第六条第五項の規定により、営業の登録を拒止された者

四 第八条第一項又は第二項の規定による配給割当公文書の発給を受けることができず、税務署長に対し発給の申請をして拒絶された者

五 第十九条の規定により登録を取り消され、又は予約券の受付を禁止された者

前項の場合において、不服の申立をした者は、当該文書の写を関係税務署に提出しなければならない。

財務局長は、第一項の不服の申立があつたときは、一箇月以内にこれを裁決し、これを不服申立人に通知しなければならない。

前項の場合において、当該不服申立人が、不服申立をした日から一箇月以内に当該省庁からの何等の通知も受けなかつたときは、その申立ては正当なものとして、裁決されたものとみなす。

第三項の裁決に対し、不服がある者は、当該裁決の通知を受けた日から十日以内に経済安定本部総務長官に対し、文書で不服の申立てをすることができる。

第二項の規定は、前項の場合に、これを準用する。

附則

第二十二条 この省令は、公布の日から、これを施行する。但し、第八条（第一項を除く）第九条第二項、第十条乃至第十三条、第十六条乃至第二十条、第二十一条第一項第四号（第八条第一項に関する部分を除く）及び第五号並びに第二十三条の規定は、大蔵大臣の指定する日から、これを施行する。

第二十三条 酒税法施行規則第五十八条の規定に基く酒類の配給統制に関する命令は、その効力を失う。

第二十四条 配給割当公文書は、この省令公布の後有効期間を限り、第七条第二項の規定による様式と異る様式により、これを発給することができる。

第二十五条 この省令公布の際、現に酒類の小売業を営んでいる者は、税務署長が第二条第一項の規定による最初の登録を行う日の前日までは、同条の規定にかかわらず、従前の業務を行ふことができる。

前項の小売業を営む者が、第二条第一項に規定する登録を受けることができなかつた場合は、前項の登録日に当該業者が酒類を所持するときは、これを他の小売業者に譲り渡さなければならない。この場合においては、第十二条但書第三号の規定を準用する。